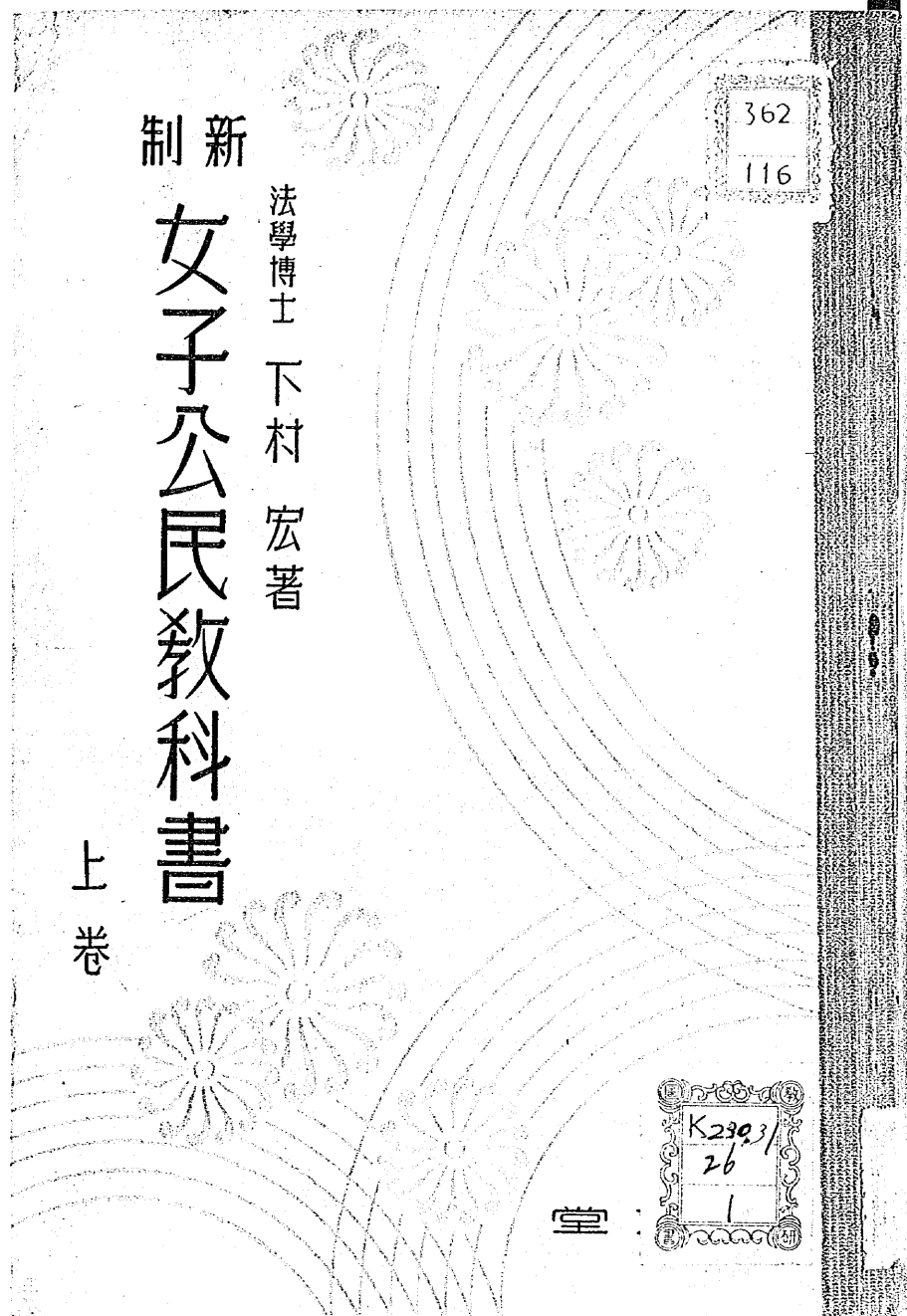




新制

法学博士 下村 宏著

女子公民教科書

上卷

堂

362

116

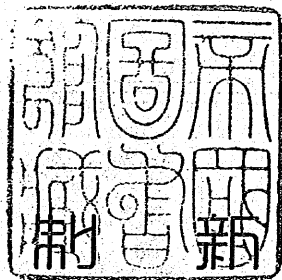
K230.3/
26

1

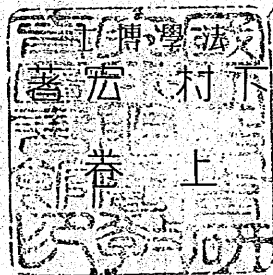
K230.31

26

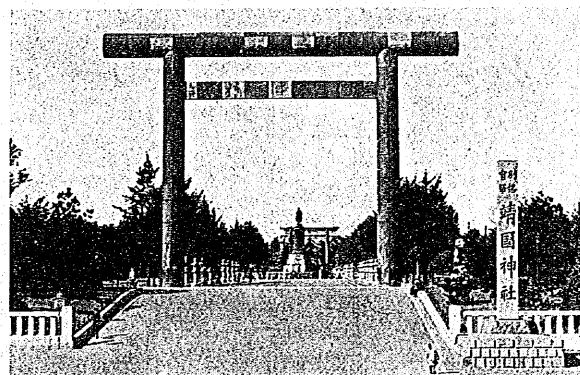
1



女子公民教科書



曉文堂



社神國靖

天祖の神勅

豊華原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく實祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

御誓文

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメン事ヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地
神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆
亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

緒言

- 一、本書は文部省の公民科教授要目に準據し高等女學校、女子實業學
校等女子中等學校の公民教科書として編纂したものである。
- 二、時勢の進運に伴ひ公民たる女子の自覺と其の天分の養成とには
特に適切ならしむるやう意を用ひたのである。
- 一、權利義務の主張、營利經濟の理論にのみ偏せず又修身道德の一方
にのみ片倚らずよく修身國語歴史地理數學家事等に連絡を保ち
教授の實際に則するやう調和統一に心を用ひたのである。
- 一、成丈多端の事項を容易に確實に學修せしめ且つ興味の起るやう
力めて生徒の實際生活に關係を保ち幾多の統計等を引用して了
解を便ならしめたのである。

一、公民教育上法制經濟及び道德の知識を與へ社會生活國家生活に對する立憲自治遵法の精神を養ふは勿論更に一步進みて報本反始國體觀念の徹底に特に意を盡したのである。

昭和九年十月

著者識

新制女子公民教科書 上卷

目次

第一章 人と社會	一
第二章 我が家	九
第一課 家と家族制度	九
第二課 親子	一五
第三課 親族	二三
第四課 婚姻	二四
第五課 戸籍	二六
第六課 相続	三三
第三章 一家の生計	三六
第一課 一家の生計	三六

第二課 財産	11
第四章 職業	12
第五章 教育	13
第一課 教育の意義	13
第二課 家庭教育	14
第三課 學校教育	15
第四課 社會教育	16
第六章 神社	17
第七章 宗教	18
第八章 公安	19
第一課 公安と警察	19
第二課 災害防止	20
第九章 地方自治	21
第一課 地方自治	21

第二課 我が郷土	22
第十章 市町村	23
第十一章 府縣	24
第十二章 農村と都市	25
第一課 農村及び都市	25
第二課 農村	26
第三課 都市	27
第十三章 産業	28
第一課 生産	28
第二課 産業	29
第三課 共同企業	30
第十四章 貨幣及び金融	31
第一課 貨幣	31
第二課 物價	32

第三課 信用	三
第四課 金融機關	三
第十五章 交通	四

— 目次 終 —

新制女子公民教科書 上卷

法學博士 下村 宏 著

第一章 人と社會

一人と社會 「人は社會的動物なり」と、古代希臘の碩學アリ
ストートルが言つた様に、吾等は社會を離れて孤獨の生活は
できないのである。人には必ず父母があり、兄弟姉妹があり、
妻子の關係が生ずる、之れが家である。家は向ふ三軒兩隣り
と次第に擴がりて、市町村となり、府縣となり、國家をつくり、今
日では地球人類を總括した世界なる大社會をつくつてゐる
のである。

ドイツのギルケ
「人たる所以は人
と人の結合にあり」と

我等は家庭に成長して父母兄弟の訓育をうけ、學齡に達すれば市町村の學校に先生の教授をうけ、智育德育體育をみぎ、家庭の人として、社會共同生活の分子として、國民の一員として、恥かしからざる教育をうける。此の如くして共同生活の目的を自覺し、相倚り相助け生活する様式を社會生活をなしてゐるといふ。

二 社會の成立 人は生れながらにして、幸福に愉快に生命を永續せしめんとする本能的欲望を有する。この欲望を満足せしめるには自然の恩恵を受けた物資に頼らなければならぬ。此處に有無相通ずる集團生活の必要が起り、老幼男女の協力があらはれ、精神的と肉體的との結合によりて、共存共榮相互依存の實があがるのである。

三 社會の態樣 社會の成立には其の標準の立て方により

格言
己が欲せざる所は之を
人に施すなかれ
我身をつねつて人の痛
さを知れ

て左の如く區別することが出来る。

(一) 自然社會 家族親族氏族の如く、自然の人情を基とした縦の關係により成立せる社會である。

(二) 人為社會 官廳學校組合銀行會社等の如く特殊の目的によりて組織せられるものもあれば、官吏軍人教育家美術家實業家等の如く職業を同うするによりて成立するものもある。何れも生存活動の目的を同うする横の關係により成立せる社會である。

(三) 地縁社會 向ふ三軒兩隣りの關係の如く、住居が互ひに接近してゐる爲めに成立せる社會にして、部落町村都市等はその例である。

(四) 國家社會 社會の理想的に發達したるものは國家であり、社會の活動はこれを基準として行はることが多い。殊

に我が國は大和民族を本とせる氏族の血縁社會にして、皇室を中心とした精神的結合の心縁社會である。

四 共存共榮 未開野蠻の時代には家族社會さへも不完全であつたものが、人口の増加と住地の定著と人智の進歩とは他の氏族や團體との交渉を生じ、個人的意識の外に團體的觀念を發生し、相互の利益を得るには、各個人が自己の人格を尊重すると共に他人の要求を認め、相互の幸福を助成するやう、相寄り相助け、即ち共存共榮により共同生活の實蹟を擧ぐるの必要を見る事となる。

五 人生の意義 我等はこの共存共榮をはかる爲め、社會全體の一員として、各その従事する職業に奮勵し、個人特有の性能を發揮し、分業の成果を擧げねばならぬ。我等の生活に必要なものは、社會の或る人によつて造られ、社會の種々なる

共同生活
我等衣食住の大部分は

人の手を経て我等の要求を満たさるのである。我等各自が自己の天職を全うし、社會の爲めに努力することにより、個人の地位は重んぜられ高められ、社會も又裨益せらるるのである。故に各個人は修養につとめ、各自の人格を完成することとは、全社會の幸福利益の増進となるのである。かくてこそ理想的社會が成立し、圓滿なる人生が営まれ、正しき價值ある公民生活が行はれ、美はしき共存共榮が營まるるのである。

六 公民道德 從來我が國民の教へられたる道德は、親子・主従・長幼等、主として狭い縦の關係であつたが、今や國民は政治に參與するやうになり、一度門を出れば到る處に見ず識らずの人々と横の廣い複雑なる關係が生ずる事となつた。従つて社會生活の禮儀作法を守り、秩序を尊び公德を重んずることとは、公民として極めて重要な道德である。公民道德の自

他に仰ぐ、即ち米も野菜も絹も綿も農夫の丹精による、雨露を防ぐ家屋も大工・左官のあるため、其他郵便・電信・汽車・船の交通も、賣買銀行等の商業も、紡績織物の工業も、すべて共存共榮のために働く人々の相互の恩恵である。

言語・文學・禮儀・風俗・技藝・政治・教育・宗教もすべて共同生活の產物である。

覺なき者は、ややもすれば親戚知己の間には禮を厚うするが、見ず識らずの人々には冷淡であり、己れの家屋家具庭園などは大事にするが、道路橋梁學校公園等公共の設備に對しては粗略に扱ひ勝ちになる弊がある。己れを愛するが如く我が家も我が村も我が町も我が國も、共に共に愛護せねばならぬ。社會の平和幸福はその組成分子をなす個人の公民道德感に待たねばならぬ。如何に社會組織がよく出來てゐても、各個人の社會的自覺と公民的責任感薄ければ其の社會の進歩發達を望む事は出來ないのである。我等は社會共同生活の意義をよく理解して公民道德を守り、聖詔に、「己ノ利害ニ偏セズシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルベシ」と仰せられた御主旨をよく奉體すべきである。

國家と人間との關係は水と魚との關係の如くである。

七 國家の重要性 國家は社會中最高の權力を以て最も完全に組織せられたもので、何人も國家に屬せざるものなく、其の保護恩惠の下に秩序ある生活を營むものである。家も市町村も府縣も學校も會社も、總べてこの内に抱擁せられ、その保護規律の下にあるのである。要するに國家を離れて社會なく、社會を離れて我等は存在し得ないのである。人が天賦の才能を自由に發揮し、人類の文化に貢獻し得るは、この強力なる國家が我等の生命財産を保護し、自由の活動を保證する爲めである。故に國民たるものは國家生活に對する自己の責任を自覺し、健全なる國家生活の完成に努力すべき義務を有するのである。

八 日本の國家 我が國は神代の昔より皇統連綿として忠孝一致を旨とし、億兆心を一にして世々厥の美を濟し、天壤と

共に窮まるところなく少しの紛亂もないのである。天皇が最高絶對の統治者にましますとの國民的信念は、我等民族の首長として皇室を尊崇する尊き歴史より出て、萬世一系にしていまだかつて他國の侵略をうけし事なき光輝ある歴史は、ここに君臣和樂萬邦無比の國體をなしたのである。

皇室と國民との關係は義は君臣であるが情は父子と同一である。

第二章 我が家

第一課 家と家族制度

一家 皇室を宗家と仰ぎ、その下に各自の家が團結し、即ち皇室と家とが不離一體の國家を成せるは、實に我が日本にのみ見らるる特色である。其の分子をなす家の和合により、日本の隆盛を期すべきである。

家は國家社會の基礎をなすものであるが、法律上には同一の戸籍内にありて、戸主に統轄せらるる團體を指し、父母兄弟姉妹夫婦等最も親しき者の集りである。故に家とは家屋や家庭の意味でもなく、又一時的な便宜の爲めの寄合でも集團でもない。家とは我等の生れ育ちし所父母夫婦兄弟姉妹の

毎朝祖先の靈に御飯と香花を手向けたり、不時の到來物も先づ之を祖先の靈を経てからいたく如き、總て祖先の志を重んじ之を繼ぐの意である。

愛のまとみである。家は人生の最も楽しき懐しき所である。我等は父母の慈愛のもとに兄姉の指導のもとにはぐくまれ、朝に出て、學校に勵み、夕に歸りて父母の溫容に接し、弟妹と語るとき、ここに無限の慰安が得らるるのである。故に一度異郷に出るときは故郷を慕ひ、家を想ふの情が一段と募つて來るのである。

二 戸主と家族 家は戸主と家族との愛の結合であるから、自己一身の榮譽禍福は祖先の爲め子孫の爲めであり、其の一家をあげての禍福榮譽である。明治維新となりて家族制度につき法を定め、一家の長として戸主を認め、戸主は家族を支配するものとし、これを戸主權といふ、その内容は左の通りである。

(一) 家族の居所を指定すること

戸籍上の家族
戸主の戸籍中にある者全體を云ふので、戸主の父母・祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母・従兄弟姉妹に及ぶこともある。
事實上の家族
同一戸籍にある者の中で、特に一家に同居して緊密に共同生活を営むものを云ふのである。

(二) 家族の入籍離籍を許可すること

(三) 家族の婚姻又は養子縁組を許可すること

(四) 家族の後見人及び保佐人となること

以上の戸主權は家督相續一家創立分家等によりて取得し、死亡國籍喪失又は六十歳以上に至り隱居したる時失ふのである。此等の權利義務は一家の圓滿と和合を目的とし、法律の認めたものであるから、戸主はよくこの精神を體して、家のため家族のため、その權利の運用を誤まつてはならぬ。

家族は戸主の親族にして、その家即ち同一戸籍内にある者及びその配偶者を指し、何れも戸主權に服従する義務を負ひ、同時に戸主の扶養を受け、又自己の財産を所有する權利がある。戸主が家族を扶養する義務は過去に働かし老人を勞り、未來に働くべき子女を保育するためであるから、働き得る年

輩に達した者は何れも分に應じて働き、共に一家の繁榮を圖り、和合を助くべきである。

≡家族制度 我が國の家は祖先に創り子孫に連る永遠のつながりである。各家には神棚を設けて氏神を祀り、佛壇に祖先の位牌を安置してその靈を祭るは、祖先の遺徳を尊崇せんがためである。これが社會の基礎國民組織の單位となるので、大にしては皇室を中心としたる忠孝一本の大家族制度にまで及び、祖先を尊び血統を重んじ、父母の名を辱かしめず、父祖傳來の遺業を永遠に傳ふる事となる。これが我が家族制度の特色であり、國民道徳の根底である。

歐米の家族は個人を本體としたもので、父子は別居するを例とし、家長なるものの制度を認めない。故に彼等の家庭は夫婦とその間に生れた子供とをのみ指してゐる。我が國に

民法の氏
「戸主家族へ其家ノ氏ヲ稱ス」とあり、氏は内の事にて一家同族を意味し、その姓即ち苗字は、祖先が朝廷よりその生業功績によつて賜はつたものである。故に本家より出でし分家同家は、又これを名乗るのである。

ありても明治以後士農工商世襲の制が破れ、各人それぞれ隨時隨所に活動する事となつたから、我が民法は從來の家長本位に個人制度を配し、家族制度の存續と共に時勢に適合するやう定められてある。

四一家の和合 家族は戸主と家族との權利義務の關係が主ではなく、互ひに相倚り相助け愛情を基として行くべき間柄である。詩聖バイロンは「愛情なきものは家にあらず」と云つた。戸主は一家の師父であるからその責任を自覺し、家長としての體面を保ち、範を家族に示し勤儉産を治めて家族の幸福をはかり、家族は又戸主を敬ひ秩序を重んじ相助け相譲り共に家業を勵まねばならぬ。

家族が各その分を守り、協力一致一家和合せる時、春風の吹き渡る如き心地にて、元氣は充ち仕事は捗り、生産力は増し、家

家の眞價
法文や責任觀念を離れて、家族愛肉親愛の自然の發露として一身の利害を後にして家を重んずる處にある。

運は隆昌し、人生の樂園生活を味ふことが出来るのである。此の如くにして國家の單位たる家庭が健全であり、ここに國家の堅實なる發達を見ることが出来るのである。

五 家名尊重 我が國の家は横の關係に於ては、家長を中心として統一せられたる家族全體の共同生活であるが、又縦の關係に於ては、祖先より子孫に及び血族關係を系統的に延長したる連結である。故に一身の功績榮譽はその當人のみならず一家全體にも及び、更に餘澤は子孫にまで及ぶものである。若しこれに反し不良の思想行爲をなすものが一人たりともあらば、一家全體の名折れとなり、祖先の名譽を傷け子孫の面目を汚すものである。男子は戸主となり父となり兄となり、家庭に重きをなすも、戸外にある事多く、家庭内の衣食住は婦人の手にまたなければならぬ。殊に育児は婦人に限られ

たる重大なる任務で、母としての家庭の心がけ一つが一家の運命を左右する事となる。従つて一家の平和を保ち善良なる家族公民をつくるため、婦人は實に家庭の中心となつて居るのである。

第二課 親子

一 親子の關係 一家は血縁による共同社會にして、切つても切れない親しい關係から成立つてゐるがその内にも分けて中心をなすものは親子の關係である。親が子を愛護し、子が親を敬慕するのは自然の人情であつて、道德の根本であり、我が家族制度の基本であり、又我が國體の特色である。

歐米では未成年の子は親と親密であるが、獨立した子は親と疎遠なのが普通である。我が國ではたとへ子が經濟的に獨立しても、親子同居するが常であるが、今や職業其他勤務先

日本の家の見方
法文上よりは戸主を中心として見たものであるが、實際上よりは親を中心として見たものである。
故に戸主は法制上の家長支配者として家族を統率するが、親は道德上の家長監護者として家庭の支柱となるのである。

きのため、昔のやうには行かなくなつた。然し別居しても愛情親和の度には何の變りあるべきでない。

民法には親子を實親子と養親子に分けてある。

二 實親子 親子の關係が自然の血統によるものを實親子と云ふ。嫡出子・私生子・庶子の別がある。嫡出子は正當なる婚姻によりし夫婦の間に生れた子であり、民法上その家を繼ぐべき權利を有するものである。私生子とは法律上夫婦でない者即ち婚姻の手續によらぬ者の間に生れた子である。庶子とは私生子を父が自分の子たることを認知したものである。故に父が私生子を認知すれば庶子となり、庶子は父母が後日婚姻すると嫡出子たる身分を取得することとなるのである。これ等の區別は民法上相續の順位に重要な關係があるのである。

三 養親子 他

人の子を自分の子とすることを、相互の同意によ

つて民法上定めたものが養子である。養子は縁組をした其

の日から養親の家族となり、嫡出子と同一の身分を取得する

のである。養子の制度は實子なきもの、又實子あるも家督を

繼がしむ能はざる場合に、一家の斷絶を防ぎ祖先の靈を祀ら

しむる爲め、又老後の慰安を求める爲めに設けたものである。

養子の制限として養親となる者は成年以上に達したもので

なければならず、己れより年長の者を養子となすことは出

來ないのである。十五歳未満の者を養子となすときには、そ

の父母の同意がなくてはならず、相續人たる男子あるものは

親子

嫡出子—父母の婚姻中に生れたるもの
實子—私生子—婚姻關係なき者の間に生れたるもの
庶子—父の認知した私生子、父母の婚姻により嫡出子となるもの
養子—縁組により法律上嫡出子たる身分を取得するもの

養子の離縁
養子の關係を解くこと
で、双方の協議による
ときと裁判により爲す
場合とある。

女婿とする外、男子を養子とすることは出来ぬのである。

四 親權 親權とは實子養子の區別なく、親たる身分に基いてその子が成年に達し、獨立の生計を営むことが出来るまで、その子を監護教育し、その財産を管理し、又懲戒を加へる權利であり、又義務である。親權は親の權利義務のみならず、永遠の生命ある我が家の爲めて、その内容は左の通りである。

- (一) 未成年の子を監護教育すること
 - (二) 未成年の子の居所を指定すること
 - (三) 未成年の子の兵役出願を許可すること
 - (四) 未成年の子の營業を許可すること
 - (五) 未成年の子の財産を管理すること
 - (六) 必要なる範圍内で子を懲戒すること
- 親權は父が行ふのが原則であるが、父なきか又は父が行ひ

民法八百七十九條
親權ヲ行フ父又ハ母ハ
未成年ノ子ノ監護及ビ
教育ヲナス權利ヲ有シ
義務ヲ負フ

得ぬときは母が行ふのである。但し母が親權者であるときは子の財産處分行爲にして主要なものは親族會の同意を得ねばならぬことになつてゐる。

五 後見人 未成年の子に對して親權を行ふ者がないか、又あつても財産管理の權利のない時は親族會の相談で後見人を置き、親權者に代つて子の監護教育及び財産の管理をなさしめるのである。後見人は親權者に比べて愛情が一般に薄いから、更に後見人の事務を監督させるため、必ず後見監督人を置かねばならぬ。又時には親族會をも併せて置くことがある。

六 親族會 親族とは民法上六親等内の血族配偶者及び三親等内の姻族をさして言ふのである。親族會とは一家の大事を思ひ一身の安全を期するため民法上設けたもので、後見

後見
無能力者の保護制度で
ある。禁治産者も後見
に付せられる。

人後見監督人を選任したり、之を指揮監視してその職務を盡さしむる機關である。會員は三人以上で親族其の他縁故ある者の中から利害關係人の申請により裁判所が選定召集することになつてゐる。

セ 一家團欒 親權は親の子に對する權利であり義務であることを民法上定めたものであるが、親子の關係は自然の愛情が發露したもので、法を超越し親の子に對する愛は絶對である。

白銀も 黄金も玉も なにかせん

まされる寶 子にしかめやも 山上 憶良

とんぼつり今日はどこまで行つたやら 加賀千代女

故に子たるものは親の慈愛恩義に對して、衷心から感謝の意をあらはし、從順によく事へその指導を守り、父母の安心幸

福を念とすべきである。

兄弟姉妹は同じ親から生まれ出て、その年齢も相近く、幼少の時より父母の膝下に起居苦樂を共にしたものである。例へ成長の後は或は住居を別にし、生活の途を異にしても、血縁關係は永久に切れるものでないから、常に親和友愛の至情を傾け、互に相協力し相助け、苟くも互に迷惑をかけぬやう勤めねばならぬ。

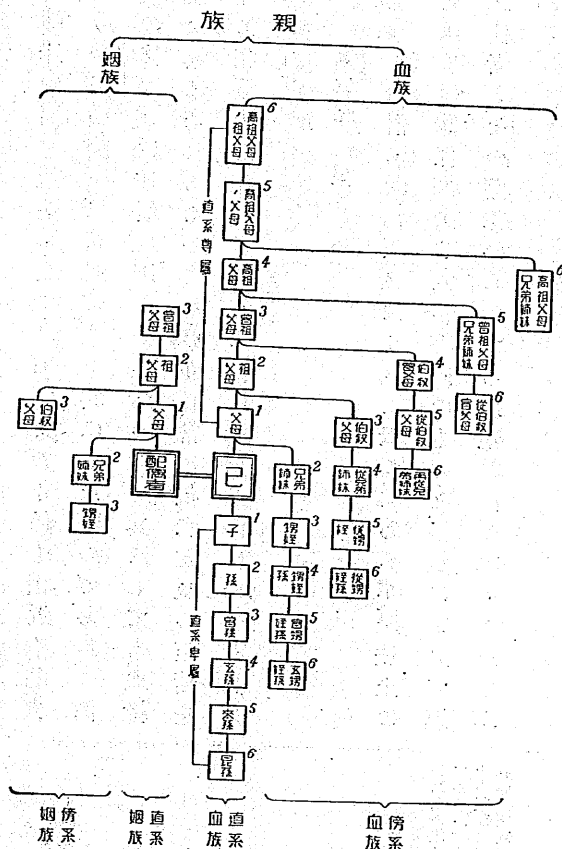
第三課 親族

一 親族 通俗には親類又は親戚と云つてゐるが、民法上の親族とは血縁關係による六親等内のものと、婚姻によりて連なる配偶者と、その關係から生ずる三親等内の姻族とをいふのである。

親等中親子孫のやうに、縦に連なるものを直系血族と云ひ、

法制上六親等までとし
てあるが、道徳上内親
上の親族は祖先まで皆
我等の親族である。

親等表



其の内祖父母父母の如く、自分より始祖に近いものを直系尊属と云ひ、子供孫のやうに自分より始祖に遠いものを直系卑族と云ふ。又叔父叔母甥姪等のやうに、横に分かれたものを傍系血族と云ひ、これにも尊族と卑族とがある。夫婦兄弟姉妹從兄弟姉妹等の間柄は尊属でも卑属でもない。

二親等 親等とは親族關係の親疎を示すものである。これを定めるには自己を起點とし、直系の方は直上直下に連絡する世數により計算する、父母子供は一親等、祖父母孫は二親等である。傍系の方は自己から共同の始祖まで溯り、更に他の一方に下るまでの世數を計算するから、兄弟姉妹は二親等、伯叔父母は三親等從兄弟姉妹は四親等となる。

姻族の方は配偶者の親等によるので、妻の父母は夫の一親等、夫の兄弟姉妹は妻の二親等、妻の甥姪及び伯叔父母は夫の

三親等である。

≡親族の交際 民法上に於ける親族の範圍は先きに述べた通り、血族、姻族關係の纏りたる一つの集團で、家族の範圍を擴張したものである。近き者の間には扶養の權利、從つて土地の遠近、地位職業の相異、貧富の懸隔等あるとも、家族と同じ心掛を以て互ひに和親協力し、共に喜び共に憂へ、全親族の共榮をはかり、率ては社會發達の基をつくらねばならぬ。

女子は普通出て他家に嫁するを例とするから、家族相互の間の楔子となり、親族團欒の中心として己れを空くし、常に親族全體の和衷協同につとめねばならぬ。

第四課 婚姻

一婚姻 人類は男女の結合により限りなく伸びて行く。

この夫婦の身分を定むるものが婚姻である。婚姻は一男一

女の終生の結合であり、これによりて親子兄弟姉妹の血族關係が生ずるのである。夫婦ありて子孫あり、血統が永遠に繼續され、人類が其の跡を絶たないのである、これが家系であり家名であり又家産である。

二配偶者の選擇 配偶者は家の中に生活を共にし、終生苦樂を一にするのであるから、その選擇を誤ると自己一生の不幸なるのみならず、遠く子孫にまで影響することが大である。配偶者の選擇には經驗に富んだ父母長上の意見を尊重し、身體が健康で血統の正しく、品性才能の勝れたるや否やを何よりの標準とし、相互の趣味の相似たるを選び、徒に地位容貌の如き外形にのみ捉はれ、後日に悔を残すが如き事あつてはならぬ。

三婚姻成立條件 婚姻が民法上有効に成立するには次ぎ

のやうな要件が必要である。又我が國では冠婚葬祭に世間への見得に、資力に比して過分な浪費をする傾がある、かかる悪習は改むべきである。

(一) 實質上の要件

- (イ) 當事者たる男女間に承諾あること
- (ロ) 男は満十七歳女は満十五歳以上なること
- (ハ) 男が三十歳未満女が二十五歳未満のときは、その家にある父母の同意を得ること

(ニ) 直系血族間三親等内の傍系血族間又は直系姻族でないこと

(二) 形式上の要件

- (イ) 市町村長に届出をなすこと

以上の要件が整ひ婚姻が成立すると、妻は夫の家に入り、入夫婦養子は妻の家に入るのである。かくて夫婦は同居し相

結婚費年收に對する百分比表

英佛獨	一〇〇%
米國	二〇〇%
伊太利	四〇〇%
西班牙	七〇〇%
ロシヤ	八〇〇%
日本	二五〇%
支那	三〇〇%

(英國ハウスキヤビディング雜誌)

家に入るとは、その戸籍に記入すること、即ち入籍することである。

互に扶養する義務が生じ、夫權を保護し一家平和を保つため、妻は無能力者となるのである。世間にはただ結婚式のみ舉げて届出を怠るものがある。これでは正規の婚姻とは認められず、内縁關係であり、生れた子は私生子となり、夫が死亡しても、内縁の妻は相續、遺族扶助料の權利が受けられない。

近時裁判所は内縁の夫

婚姻届	
東京市豊島區巢鴨町一千七百九十四番地平民商	金子重藏
夫	明治三十八年十月日生
右父 無職業	金子金助長男
右母 無職業	金子きみ長男
東京市本郷區駒込神田町三百三十五番地戸主	菊池みや
妻	明治三十八年三月九日生
右父 無職業	菊池貞吉五女
右母 無職業	きよ五女
右婚姻及御届候也	右届出人
昭和八年九月十日	金子重藏
東京市豊島區巢鴨町一千三百十九番地商	木元有市
證人	明治三十八年九月九日生
東京市豊島區巢鴨町一千八百三十五番地官吏	戸田逸郎
證人	明治三十八年八月十八日生
東京市豊島區長 煙山五郎殿	右婚姻同意ス
夫重藏ノ父	金子金助
同 母	明治十五年二月十日生
同 母	金子きみ
明治二十年七月十日生	
妻みやノ父	菊池貞吉
同 母	明治元年七月一日生
同 母	菊池きよ
明治五年一月二日生	
妻みやノ戸主	菊池貞三郎
明治五年三月十七日生	

妻は日常の家事につき、夫の代理人となされ、夫は妻の財産を管理するのである。

婦にも一種の効力を認めるやうになり、婚姻豫約不履行のときは損害賠償及び慰藉料請求をゆるしてゐるが、いづれにしても正式の手續を怠らぬ事が肝要である。

四 夫婦の和合 婚姻により男は夫たる身分となり、女は妻たる身分となり、一心同體となるのであるから、互によく和合し同心協力し敬愛信頼し、各その本分を盡さなければならぬ。始めの選擇は大切であるが、人は皆完全無缺の者でないから、亭主の好きな赤烏帽子といふ諺もある、互ひの缺點は相ゆるし相補ひ、夫の趣味に共鳴し、夫の心持に同情し、互に圓滿に愉快に暮すやう心掛けねばならぬ。

第五課 戸籍

一 戸籍 我が國は家族制度の國であるから各人は皆何れかの家に屬してゐる。この戸主を中心として家族との身分

勅語

「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」と仰せられたのも家族の和合の大切心である。

支那の昔にも「修身齊家治國平天下」と言つてゐる。

戸籍簿 各家の戸主及び家族の氏名、族籍、出生年月日、家族關係、親族關係等を記載したものである。

戸籍の手数料 戸籍料は一回が十五錢、戸籍謄本又は抄本は一枚につき十五錢である。

關係を一戸毎に登録して置く公簿を戸籍と言ひ之を番地順にまとめたものを戸籍簿と云ふ。その地の市町村長がその正本を管轄し、區裁判所が副本を掌つてゐるのである。この戸籍は戸主家族の身分關係の外就學徴兵課税なども又これに基きてなさるのである。

ニ 本籍と寄留 戸籍のある所を本籍地と云ふが、

住所寄留届	
本籍 福井縣丹生郡吉川村眞栗百壹番地	寄留地 東京市神田區須田町貳丁目九番地
寄留者 戸主 官吏 中 堀 貞三	何年何月何日生
同 妻 無職 雪 何年何月何日生	何年何月何日生
同 長男 會社員 春 何年何月何日生	何年何月何日生
同 次女 學生 子 何年何月何日生	何年何月何日生
右昭和八年六月十五日寄留	
右住所寄留届出候也	
昭和八年六月拾日	
届出人 世帯主 戸主 中 堀 貞三	
東京市神田區長 稻川米太郎殿	

寄留承諾書	
本籍 福井縣丹生郡吉川村眞栗百壹番地	寄留住所 東京市神田區須田町貳丁目九番地
寄留者 世帯主 中 堀 貞三	
同 妻 長男 次女 春 雪 子 江 吉	
右寄留承諾ス	
昭和八年六月拾九日	
承諾者 家主 又ハ 家屋管理人 目黒 馬造	

常に本籍地のみに生活するとは限らぬ。若し本籍地以外に九十日以上居住する目的で居を定めた時は十四日以内にその土地の市町村長に届出をせねばならぬ。これが寄留届である。本籍地に對して寄留地と言つてゐる。若し本籍地の籍をとつて寄留地に移せば、そこが本籍地となるのである。何れにせよ生活の本據とする

出生届	
東京市神田區須田町貳丁目九番地ノ貳 戸主平民商	父 上田 金七 母 長男 良市
出生ノ時 昭和八年八月拾日午前參時 出生ノ場所 東京市神田區須田町貳丁目九番地ノ貳 右嫡子出生及御届候也 昭和八年八月拾日參日 右届出人 父 上田 金七 明治貳拾五年八月拾日生	
東京市神田區長 稻川米太郎殿	

死亡届	
東京市豊島區巢鴨町壹丁目壹千八百拾九番地 戸主平民 有坂市助安官吏	有坂 恭平
死亡ノ時 昭和八年九月貳拾日午後拾壹時 死亡ノ場所 東京府北豊島郡巢鴨町巢鴨壹千八百拾九番地 右死亡診斷書相添及御届候也 昭和八年九月貳拾壹日 右届出人 戸主 有坂 市助 明治貳拾五年八月拾日生	
東京市豊島區長 煙山五郎殿	

復歸届
本籍に歸れば十日以内に寄留復歸届を出さなければならぬ。

死亡届
醫師の診斷書又は檢察書を添へねばならぬ。

届出の文字
年月日時及び年齢を記す数字は、壹貳參拾の字を用ひ略字略符を用ひてはならぬ。

所を住所と言ひ、一時他に居るところを居所と言ふ。

≡戸籍届 戸籍は家族關係を證明し、我等の權利義務を定むる大切なものであるから、婚姻縁組相續出生死亡等、家族關係に異動の起つた時は、遲滞なく本籍地又は寄留地の市町村長に届出てなければならぬ。これを怠ると科料に處せらるる上に、選舉權等の權利まで失はねばならぬことがあるから注意せねばならぬ。

第六課 相續

一相續 相續には家督相續と遺産相續との二種がある。家はこれを祖先に承けて子孫に傳へる。即ち戸主の有する權利義務一切を後繼者に傳へて、その家の繼續をはかるのである。

二家督相續 戸主一身に專屬するものを除き、其の他一切

出生届は十四日以内に死亡届は事實を知りてより七日以内に届出でなければならぬ。

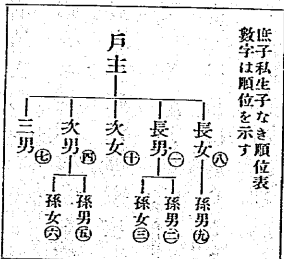
の權利義務を祖先より子孫に、代々相傳へ承け繼ぐことを家督相續と言ふ。

家督相續の起る原因は、戸主の死亡、隱居、國籍喪失及び女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚である。民法上系譜、祭具、墳墓の所有權は相續人の特權と定められてある。我が國では長子相續制をとつて居り、その順位は次ぎのやうに規定されてある。

- (一) 法定の推定家督相續人 當然第一位の相續人となるものは、戸主の直系卑屬であつて、特別の事情がなければ廢除することは出来ない。

法定の推定家督相續人順序

(イ) 親等異なるときは近い者を先きにする



庶子の男子は嫡出の女子より先順位にある。

る。

- (ロ) 同親等のときは女より男を先きにする。
(ハ) 同親等の男又は女の間では嫡出子を先きにする。
(ニ) 私生子は男でも女の嫡出子や庶子の次ぎにせられる。
(ホ) 同一事項については何時も年長者を先きにする、長子が死亡すればその子は長子と同順位で相續する。

- (二) 指定の家督相續人 前項の相續人がないとき、被相續人より家督相續人として指定されたる者をいふのである。
(三) 選定の家督相續人 法定又は指定の相續人がないとき、被相續人の家にある父母又は親族會が被相續人の配偶者兄弟姉妹の中から選定して相續する者をいふのである。
(四) 法定の家督相續人 以上三種の方法によりても尙相續人のないとき、被相續人の家にある直系尊屬が相續するのをいふのである。

- 選定相續人順序
一、家女なる配偶者
二、戸主の兄弟
三、同姉妹
四、家女ならざる配偶者
五、兄弟姉妹の直系尊屬

(五) 第二種選定の家督相續人 以上の方法によつてもなほ相續人のないとき、親族會が選定したものが相續人となるのである。

≡ 遺産相續 財産を持つてゐた家族が死亡したとき、その財産の權利義務を承継ぐことを遺産相續と云ふのである。これを受ける順序は左の通りである。

- (一) 被相續人の直系卑屬で家にあると否とを問はず、又男女の區別を設けず、同順位で相續人となるのである。
 - (二) 直系卑族なき時は被相續人の配偶者
 - (三) 以上皆無き時は被相續人の直系尊屬
 - (四) 以上三種すべて無き時はその家の戸主が相續する。
- 相續財産は共有であつて、同順位のものゝの相續分は平等であるが、ただ庶子私生子の場合は、嫡出子の二分の一である。

遺産相續は戸主ならざる者の死亡の時に起るのである。

四 相續の承認拋棄 相續の開始があると、家督相續でも遺産相續でも、權利義務の移轉が始まるのである。然し相續人はこの事實を知つてから三ヶ月以内に相續の單純承認をするか、限定承認をするか、或は又これを拋棄するか、何れかに意思を決定表示しなければならぬ。若し表示なく三ヶ月を経過するときは單純承認をしたものと認められるのである。但し法定の推定家督相續人は、相續拋棄をすることは出来ないものである。

承認の單純と限定
單純承認とは被相續人の權利義務を無制限に相續することである。
限定承認とは相續財産の限度に於て被相續人の債務を辨済する條件で相續することである。

五 遺言 自分の存命中に死亡後の家督相續や遺産相續の紛議の起らないやうに、希望を認めて置くことを遺言と言ふのである。誰れでも満十五年以上のものは遺言をなすことが出来る。世間には遺言なきため遺族が遺産争ひで血で血を洗ふ事が多い。健康な時に遺言しておく事が望ましい。

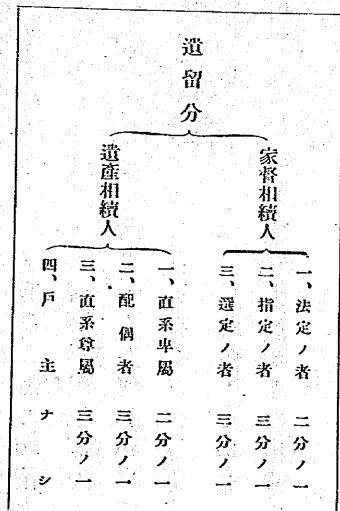
遺言の效力の發生は死後であるから、法律上一定の方式を要することになつてゐる。自筆證書、公正證書、秘密證書等の別があり、公正證書の外は死後遅滞なく遺言の保管者又は發見者から、裁判所に提出して檢認を受けねばならぬ。

六遺留分 遺言によつて他人に財産を與へることを遺贈

と言ひ受けるものを

受遺者と言ふのである。自分で自分の財産を處分することは

自由であるが、民法上相續人を保護する意味で、必ず遺留しなればならぬ財産額が定められてある。これを遺留分と言ひ、



その割合は表に示す通りである。

第三章 一家の生計

第一課 一家の生計

一家の經濟 人は社會生活をなし、共存共榮を圖らなければならぬものであるが、その單位は家である。故に家の生計を豊にすることは、一家の幸福のみならず、社會國家の幸福を來たすものである。

生活の不安は人の思想を惡化し、家庭の圓滿を缺き、社會國家の不安の基をなすものである。家庭經濟の切り盛りは主として婦人の手を経て行はるるものであるから、婦人がその天職を全うすると否とは、一家幸福の分れ目とも言ふべく、主婦にとり重大なる任務である。

恒時恒産乏しきものは
自制心を失ひ、自暴自棄
に陥り思想の不良化を
來たすものである。

二 収入と支出 一家の生計を営む上に最も大切なことは、収入を考へて支出を制することである。

(一) 収入 収入には營業上の收益、勤勞所得、財産所得の如き經常収入と、財産賣拂代、金債券割増金の如き、不時に入る臨時収入とある。

經常収入は繼續性を有する収入で、大別して借地料、小作料のやうな地代或は家賃、金利の如き、利子等よりなる財産所得と、勞働者の賃金、官公吏の俸給、銀行會社員の給料、著作家、醫師の如き自由業の報酬、農工商の如き利潤よりなる勤勞所得等に分けられるのである。何れにせよその収入の多少は基本財産の多少と、その人の努力の如何によつて差を生ずるものである。

一般に平時にありては財産所得が安定であり、勤勞所得

實物収入
農家の米・麥・果物・野菜・繭等の如きである。

金錢収入
商工業の利益、俸給生活者の俸給、預金利子の如きである。

収入の安定
収入は多きを望むのみでなく、その安定することが大切である。

は不安定であるが、天災地變等の非常時にありては、勤勞所得の方が寧ろ安定である。

(二)支出 支出の重なるものは食物被服住宅燃料器具費より、教育修養衛生娛樂交際費及び租税保険料等、之等を經常支出と言ふのである。その割合はその人の職業地位財産の如何によりて高下あることは當然であるが、その收入により支出を適當に按配せるものが豫算生活である。

豫算生活を営むには家計簿に毎月及び毎年毎に收支を決算して、豫算と實際とを比較し、一家將來に對する改善の參考となすべきである。我が國中流家庭の適當と思はるる支出の百分比を示した例は左の如くである。

食費三五%被服費一〇%住宅費一七%其他三八%
經常支出の外天災地變病氣火災等、豫期なき出來事の爲め

内閣統計局調査
中流階級以下の生活費は飲食被服が最大で、住居費・被服費がこれにつぐ。収入増加と共に飲食被服費、光熱費減少し、被服費・教育・娯樂・修養等の費用は次第増加するが、住居費は一定してない。
エンゲルの法則
獨逸經濟學者にて國民生活費調査をなし左の如き法則を見出したのである。

に要する臨時支出に對しても豫め備へ置かなければならぬ。そのためには平素より積立をなし臨時收入の如きも貯蓄し置くべきである。ただ注意すべきは餘りに支出を切りちぢめて吝嗇になつてはならぬことである。

三勤儉貯蓄 一家の生計を安定にするため、家業を勵み收入の増加をはかり、消費を節約し、剩餘を貯蓄し、生活の改善をはかることは、一家經濟の基礎をなすのみならず、社會經濟上にも極めて大切である。奢侈浪費により一家生計を破るも、専心蓄財にのみ拘はり公共の義務を怠るも、共に公

郵便貯金現在高 (昭和七年六月末)

年次	預人員	預金額	一人當預金
大正元年	三、七五、一〇八人	一七、五、三、三六	一元九角六
昭和元年	三、一〇、一、五〇	一、二、三、三六	三元〇元
同 五年	元、〇、四、六	二、四、九、三五	六、六七
同 六年	元、六、八、四〇	二、六、五、九六	六、六三
同 七年	元、五、六、七〇	二、八、七、七四	五、八〇

- 1、食物費の割合は所得がまじほ増す程減少する。
 - 2、被服費・住居費の割合は所得とほぼ比例する。
 - 3、教育費・衛生費・娯樂費の割合は所得が増せばますます増加する。
- 國民一人一日二錢の貯金は二ヶ年にて二億數千萬圓となる。
- 一錢を笑ふ者は一錢に泣く。

郵便貯金職業別（昭和七年六月末）

種別	人	員	金	額	一人當預金
農	三	三	六	六	二
商	四	二	四	五	一
工	一	六	一	七	三
雜	一	三	一	六	三
職工及使役人	二	六	一	九	四
官吏軍人	二	六	二	〇	五
學校生徒	七	五	一	六	五
漁獵業及漁夫	六	六	一	〇	五
無職業	一	四	一	〇	九
社寺其他團體	三	三	九	三	九
職業未詳	二	六	二	八	一
計	元	五	二	八	七

メ自彊息マザルベシと仰せられたるも全くこの御主旨で、我等の常に奉體すべきことである。

人の一員として社會に對する義務にそむく心得違ひ者と云はねばならぬ。明治天皇の戊申詔書に「宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相戒

貯蓄は積みて他日一家の不時の失費に充てられ、又生産事業の資金となすべく、その貯金の預け入を受ける郵便局貯蓄銀行等は、又その預金を有意義に運用されてゐる。

貯蓄の方法には銀行預金、郵便貯金、公債、株券、債券の如き有價證券の購入、信託、保險等の種類がある。

四 保險の必要 我等の生活

活には常に勤儉貯蓄を心掛け奢侈を慎むと共に、死亡火災負傷の如き不時の災難に對しては豫じめ保險等に入し不時の不幸より生ずる經濟上の危険を救はねばならぬ。宗教藝術哲學が精神上の慰安を與へるが如く、經濟上の不幸は平素の心がけにより、保險等によりて救は

保險事業成績（昭和七年三月末）

種別	件	數	金	額
生	五	六	七	六
命	一	〇	六	九
火	一	〇	一	〇
災	一	〇	一	〇
上	六	一	一	〇
運	六	一	一	〇
自	六	一	一	〇
動	七	一	一	〇
其	七	一	一	〇
他	七	一	一	〇
簡易生命保險契約高	昭和七年三月末			
終身保險	四	一	八	四
養老保險	三	〇	五	四
合計	一	六	三	四

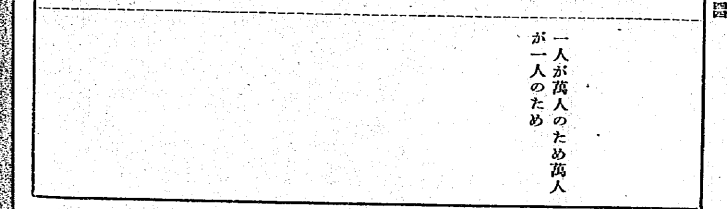
れるのである。

(一) 保険の性質及び風俗改良 保険は豫見の出来ない不時の損害を多人數によりて、分擔救済する制度である。これに加入することは信用の増加貯蓄の奨励となり、一家の生計を安定せしむるのみならず、公共心の養成生活の改善、生産資本の増加等社會生活に對する一種の義務とも云ふべきものであつて、風俗改良の一手段である。

(二) 保険の種類 保険は組織、目的及び設立者により、左の如き種類がある。

(イ) 目的上 人の生命身體健康を目的とする生命保険と、家屋其の他財産を目的とする損害保険とある。終身、養老傷害保険は前者の例であり、火災海上運輸等は後者の例である。

一人が萬人のため萬人が一人のため



(ロ) 組織上 多人數組合をつくり、一定の料金を集め、組合員の損害を助くる相互保険と、會社が營利の目的を以て、保険料をあつめ、損害者に保険金を與ふる營利保険とある。

(ハ) 國家經營 政府は社會政策上、簡易保險健康保險及び郵便年金等の制度を設け、専ら中産以下のものの相互救済をはかつてゐる。

第二課 財産

一 財産の意義 勤勞による所得が生活を充たして尙剩餘ある時は、預金信託有價證券の購入等による外、土地家屋調度等を求めて収入の増加をはかり、他日の用途に備へる事がある。これらの金銭に見積り得べきもの及び權利を總稱して財産といふ。「恒産なき者は恒心なし」といふ諺もあるが、一家

財産とは金銭に見積り得べき權利及び物を總稱したるものである。

の生計を営み國民の義務を全うするには、一定の恒産を必要とする。國富と言ふも結局個人財産の總和に過ぎない。故に社會的施設を完備し、國家の富強と文化の發達とを計るには、個人の財力の充實を期せねばならぬ。財産は物權と債權に分類される。

二 物權 人が直接物を支配する權利で、土地建物立木の如き定着物をも不動産と言ひ、それ以外のもの即ち衣服器具債券等の如きを動産と言ふ。民法上物權は左の九種に分かれてある。

(一) 物權の種類

(イ) 占有權 自己のためにする意思にて物を所持する者の權利で、占有者は妄りにその所持を奪はれたり妨げられたりしないのである。

法令の制限
土地收用法、徵發令、
船舶管理令等

(ロ) 所有權 物を所有する者が法令の制限内では自由に

その物を使用収益處分することの出来る權利である。

賣買讓渡・交換無主物の先占・遺失物拾得などによつて取得するのである。

(ハ) 地上權 他人の土地に工作物や竹木を所有するため、その土地を使用する權利で、存續期間は双方の契約で任意である。

(ニ) 永小作權 小作料を拂つて他人の土地に耕作又は牧畜をする權利である。存續期間は二十年以上五十年以下で、小作人と地主との契約である。

(ホ) 地役權 一定の目的のために他人の土地を自己の土地の便益に供する權利で、用水通行權の如き類である。双方の地主の契約で成立するのである。

共有
一物一所有權者を本體とするが、一物數人の所有權者のあるときは共有といふ。

都會地で他人の土地を借りて建物を所有するとき、地主に對する契約に多い。

(ヘ)留置權 他人の物を占有しその物について生じた債權の辨濟を受けるまで、その物を留置する權利である。物權中かくの如く債權を保證するのを擔保物權と云ふのである。

(ト)先取特權 一定の原因から生じた債權を有するものが他の債權者に優先して債務者の財産につき辨濟を受ける權利である。辨濟を受ける權利の順序は民法に規定してある。

(チ)質權 債權の擔保として債務者又は第三者から受取つた物を占有し、その物につき他の債權者より先に辨濟を受ける權利である。擔保物によつて動産質不動産質權利質の三種に分かたれる。

(リ)抵當權 債務者又は第三者の不動産を、占有を移さず

留置權
時計屋が直し貨を受取るまでその時計を自分の手元に置く如きその例である。

先取特權
八百屋、米屋、旅館等がその供給品や宿料につき他者より、先に支払ひを受ける如きである。

權利質
有價證券の如きものである。

に債權の擔保に供したとき、他の債權者より先に辨濟を受ける權利である。抵當權は不動産のみで且つ占有を移さず、一不動産の上に二個以上設定し得ることとは質權と異なる所である。

(二)私有財産制度 以上九種の中所有權は最も重要な意義を有し、それら財産の種類分量は直ちに一家の生活に多大の影響を來たすことになるのである。衣食足つて禮節を知るといふが如く、今日の社會問題は主として經濟關係をもととして起るを例とし、防貧救貧等の施設も皆この平衡を得しめんためである。財産を所有すと言ふも、祖先の勞力や自己の努力の外に、社會國家の保護取締等の恩恵によるもので、所有權とても社會より自己に委託されたるものとも見らるるものである。故に例へ所有物と雖も我儘

近代文化の進歩は私有財産制度が認められし結果、巨額の富の蓄積が原因となり、あらゆる生産事業の資本として活動したのである。憲法二十七條に所有權の不可侵權を規定し、使用收益處分の自由を許してある。

なる使用をゆるさず、社會的に見て意義あるものたらしめなければならぬ。

(三) 物權の設定移轉 當事者の間には意思表示のみで有効であるが第三者に對抗するためには、動産は引渡しを要し、不動産は登記を要するのである。

登記
公の證明方法で管轄區裁判所でやるのである。

≡ 債權 債權とは或る人が他の或る人に對して、一定の行為又は不行爲を要求する權利である。物權は直接物を支配する權利であるが、債權は人の行為を支配する權利である。この要求權利者を債權者と言ひ、これに従ふ義務者を債務者と言ふのである。債權の生ずる原因の主なるものは左の通りである。

(一) 債權の種類

(イ) 契約 二人以上の意思の合致により、一方の申込に對

行為とは代金を支拂へとか品物を渡せとか請求する如きをいひ、不行爲とは或期間商賣をしないとか、どの興行には出演しないとか云ふが如きである。

し他方がこれを承諾するによつて成立するのである。その内容は公の秩序善良の風俗に反せざる限りは、如何なる契約でも結ぶことが出来るのである。

圖 委任狀

拙者義春山夏吉ヲ以テ代理人トシ左ノ權限ヲ委任ス

一、芝區赤羽町一番地宅地家屋買入ニ關スル一切ノ件

右委任狀仍テ如件

昭和九年六月七日

東京市神田區錦町六番地 秋川冬治 印

請負委任委託組合終身定期金及び和解の十三種である。

(ロ) 事務管理 法律上の義務なく他人のために事務を管理することである。本人の爲め有益な支出をなした

甲が乙の不在中乙の依頼なきに乙の家を管理しその倒壊を防ぐ爲め必要費を出した如きである。

時は本人にその費用の償還を要求する権利がある。

(ハ) 不当利得 法律上何等の原因なく、他人の財産又は勞務により利益を受け、その爲め他人に損害を及ぼした場合である。利得者は利益の存する限度に於て、利益を返還すべき義務があるのである。

(ニ) 不法行爲 故意又は過失により他人の權利を侵害し損害を生ぜしめた行爲である。損害を受けた者は賠償を受ける権利がある。賠償は財産以外、身體生命自由名譽などについても生ずるのである。

(二) 債權の效力 債務者はその義務の履行をなさなければならぬ。その主なるものは辨済である。若し辨済をなさざる時は、債權者は裁判所に強制執行を請求したり損害賠償をなさしめたり、契約の解除をなすことが出来るやう民

不法行爲
人を殴打して傷を負はしめ自動車が不注意により人に傷害を與へた如きである。
賠償方法
主として金錢を以てするが、名譽等には新聞・雜誌廣告等の如きもある。
損害賠償
自己の外に自己の監督すべき者の行爲についても責任がある。

法は債權者を保護してゐるのである。

債權は辨済相殺更改免除時効等によつて消滅する。

辨済とは債務を消却すること、相殺とはお互ひの債務を差引帳消しをすること、更改とは新に當事者、債權の目的物、返済の方法等債務の要素を變更したること、時効とは債權者が其の權利の執行を或る一定期間怠ること。

第四章 職業

一 職業と人生 我等は一家の生計を維持する爲めにも、社會公共の義務を盡す爲めにも、一定の職業に従事し勤勞せねばならぬ。

今個人的地位より見るときは、一定の職業に従事することにより、一身一家の經濟を支へ、且つこれにより獨立自營自己の理想を實現し得るものである。人は貧富の別なく誰しも一定の職業に従事するべきで、父祖の遺産などに徒食するが如きは、全く社會の寄生蟲である。又社會的地位より見るときは、職業に就くことにより、社會共同の福利を増進し、文化を發展せしむる一員として参加することになるのである。こ

職業と營業
職業とは人が従事する一定の業務にして、若しそれが營利を目的とするときは營業と云ふのである。官吏・軍人・教員の如きは營利を目的とせぬから職業であるが營業ではない。商業の如きは營業であり職業である。

の各人の分業参加は相互に關聯して、やがて社會的福利の綜合的完成を來す基となるものである。

かく職業は個人的にも、社會的にも極めて重要なものであつて、總ての人が何らか一定の職業に従事することは人生本來の義務である。近來女子も家庭のつとめ以外種々の職業に従事する者が多くなりつつある。しかし母として主婦として家庭に働き、尊き育兒に従ふ事は、女子として何よりの勤めである。人は如何なる種類の職業につくと雖も、總て社會に貢獻する一部分を形成するものであつて、その間に貴賤高下の別はないのである。

明治天皇御製

世の中は高きいやしきほどほどに
みをつくすこそつとめなりけれ

(大正九年國勢調査時制定)

二 職業の選擇 昔の職業は世襲であつて、家督相續はその家の職業相續であつたのである。然し現代は社會の進歩と共に職業自由の原則が認められ、その種類も多く各その適所

業別人口表

たる職業に向つて従事し、一つは以て自己の理想長所を實現し、他は以て社會公共の福利を増進すべきである。故に職業の選擇は充分に慎重でなければならぬ。選擇に當つて特に注意すべき要件は左の如くである。

(一) 適性を考へること。自己の健康性質・才能趣味等が、果してその職業に適するや否やを見出すことは、成功の第一歩を占めたものである。即ち適材を適所に置くことである。

(二) 父母長上の指導を受くること。體質健康にしても又その適質才能にしても、自己一人にてその適否を決定するとは困難である。

近頃は適性検査能率研究等の考查方法もあるが、尙多年の經驗あり同情ある父母先生先輩等の指導を仰ぎ、自己の考ふ處とそれ等の人々の意見とを相照應し、適當なる職業を選

ぶべきである。

若しこの選擇にして誤らんか、成功を期する能はざるのみならず、或は半途にして失業又は轉業を餘儀なくし、一身一家の不幸は勿論、率て社會國家へ手數や迷惑をかける事があるから、選擇の始めに當つてよく注意しなければならぬ。我が國の如き長子相續主義の國に於ては差したる不都合なき限り父祖の業をつぐことは、幼少よりその業務に對して相當の知識經驗を有し、營業上の得意を受けつぎ、且つそれに要する土地、家屋、器具、商品、其の他を引繼ぐ利益もある。

三 勤勞と研究 一定の職業を定めて精勵することは自己の天分を全うする所以なるのみならず、社會連帶の義務を果すものなりとの信念を以て常に愉快に興味を持ち、その職に精進すると共に、自己の従事する職業に對する知識を求め常

に研究工夫を重ね、最大の能率をあげ、日進月歩の時勢に後れぬやう改善をはからねばならぬ。我が國の通弊として學校在學中よく勤むる人も、一度卒業すれば研究をすてて顧みざる傾向あるが、かかる弊風をすて、卒業後も研究勤勉を旨とし、職務に精勵し、自己の信用を高めねばならぬ。これ先人の努力に報いる報恩の道である。更に家庭に於ける子女も妻は夫の職業に、母はその子の職業に對して、十分の理解と同情とを持つべきは何よりである。

四 職業と道徳 人は職業を通じて國家社會に貢獻するのである。職業に従事するには、誠實勤勉研究の大切なるは言ふまでもなく、更に大切なるは道徳である。自己の職業は廣く他の職業と密接の關係を有するが故に、個人の怠慢不誠實はひいて社會全般の統一を破り、共同生活の安全を失はしむ

職業道徳の要件

- 1 強き責任感を以て仕事に當ること
- 2 誠實熱心を以て研究的に勤勉すること
- 3 常に他と協調の精神を以て事に當ること

るものである。

我等の日常見聞する交通機關の衝突なども、一瞬時の不注意一本のねぢの緩みより來たるものであることを思ひ、電話の交換手タイピストなどを業とする婦人にありても、その一聲一指の間違が如何に重大なる結果を來すべきかを考ふれば萬人あげて職業の社會的重要性に目醒め常に責任感を以て忠實これに當らねばならぬ。此の如くにしてその内に樂しみと安心と光明とを認め、人生の眞の幸福を得るに至るものである。

第五章 教育

第一課 教育の意義

一人と教育 人間には天性發展進歩の素質を有する。過去の文化を基礎とし、將來の新しき文化を組成する作用が教育である。教育の目的は各個人の健全なる身體と、圓滿なる智情意の發達をはかり、個人として又社會國家の一員として心身共に健全なる人を造るにある。

昭憲皇太后御歌

金剛石も磨かずば 玉の光りはそはざらん

人も學びて後にこそ 誠の徳はあらはるれ

時計の針の絶間なく めぐるが如く時の間も

日影惜みて勵みなば 如何なる業かならざらむ

ドイツの哲學者カントは、人は教育によつてのみ人となる
ことが出来る」と。如何に善良なる素質があつても、其の指導
訓練が不十分であつては何の効果もあらはれぬ。これ各國
が國家事業として義務教育を行ふ所以である。

第二課 家庭教育

一 家庭教育 人の一生を樹木に譬ふれば、學校に行くまで
に培養さるる家庭教育は樹木の根であり、學校社會に於て受
くる教育は幹や枝葉である。如何に枝幹が成長せんとして
も、根の發育に充分なる養分を與へなければ、天を摩する大木
とはならぬ。

「搖籃を動かす手は、世界を動かす手である」。家庭は血縁に
よつて結ばれたる共同生活である。父母の愛、特に愛の權化

たる母の慈愛、父母や祖父母より受くる民族的童話國民的神
話の感化、兄弟姉妹の友情等による平和圓滿なる養育保護を
受け、ここに始めて眞の同情も湧き犠牲的精神をも體得し、將
來の生活に對する品性も成育されるのである。

文部省訓令にも「家庭は實に修養の道場たり」とある。古來
偉人傑士の多くが、よき家庭ことに母の感化に基きしことを
考へるときは、家庭教育の大切なること、特に母たる者の重大
責務を思はねばならぬ。

第三課 學校教育

一 學校教育 家庭の教育は家風と父母の思慮ある愛情に
よりて自然のうちにに行はれるものである。學校教育は人と
しての智能を與へ徳性を涵養する上に、國民としての特性を
も授くるやう、組織的に一定の主義方針を立てて、行ふもので

ある。

(一) 學校教育の沿革 我が國學校の始めは大寶令の時に始まり、徳川時代には幕府の昌平校、各藩の藩學ありしも、皆官吏武士階級の養成にすぎず、一般庶民は寺子屋に於て讀み書き算盤の初步を學ぶに過ぎなかつたのである。

明治維新となり五年學制發布あり、二十三年教育勅語の煥發ありて、國民教育の基礎確立し、爾來益々其の歩を進め、今日の盛況に達したのである。

(二) 義務教育 學校教育中小學校教育は國民生活の基礎をなすもので、滿六歳より十四歳までを學齡兒童と稱し、六年間就學せしむる義務を保護者に負擔せしめてゐる。就學率は百分の九十九に及び、歐米の先進國に遜色なきも彼の八年制の上に補習教育をするに比すれば、尙不足なりとて

學制頒布被仰出書
「以後一般ノ人民ソシ
テ均シク學ニ就カシメ
邑ニ不學ノ戸ナクシメ
不學ノ人ナカラシメン
事ヲ期ス」と仰せられ
たことは明治天皇の教
育に意を用ひさせ給ふ
た大御心である。

高等小學校は尋常小學校の上にありて義務教育ではないが實質は八年制の延長とも見らる。

八年制に延長の聲は日に高くなつて來つつある。

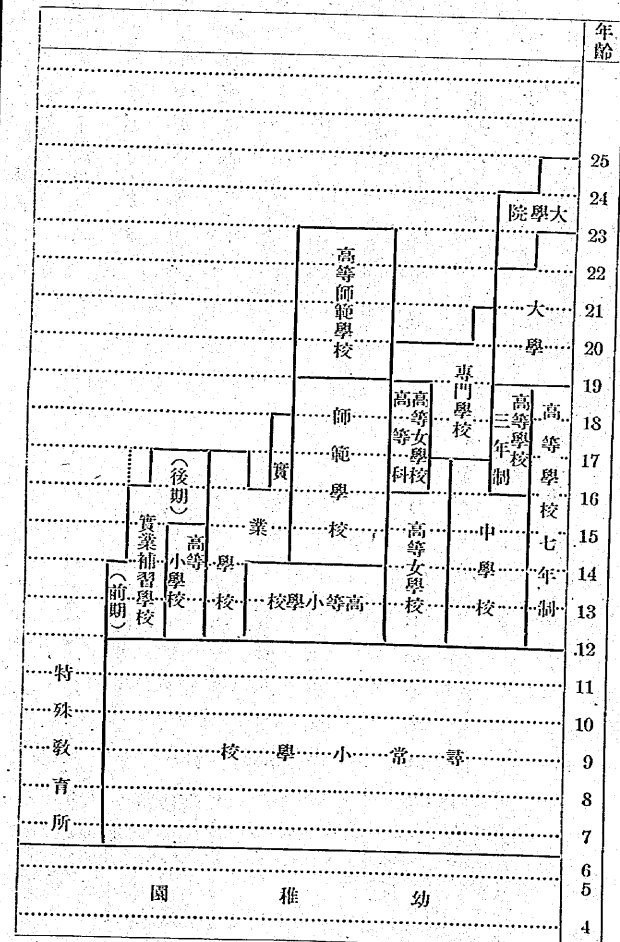
(三) 中等高等教育 義務教育を終へ中等教育を受けんとするものに高等小學校及び男子の中學校、高等學校、女子の高等女學校がある。何れも高等の學術技藝を授くると共に國民道德の涵養につとめてゐる。更に高等教育を受けんとするものに専門學校、大學ありて、國家須要の學術理論應用を授け、その蘊奥を究め人格の陶冶をはかり、國民思想の養成をはかりつつある。

(四) 其の他の教育 實業に従事する者のため、農工商水産商船其の他各種の中等高等程度の實業學校があり、教育家を養成する爲め男子女子の師範學校、高等師範學校があり、尙盲啞者のため盲學校、聾啞學校がある。陸海軍人のため陸軍幼年學校、士官學校、海軍兵學校、機關學校、陸軍大學校、海軍

大學數
八つの綜合大學と十二の單科大學とを國家が經營し、この外公立大學二、私立大學十七、合計三十九の大學がある。

皇族華族の爲めに學習院女子學習院あり、神官養成に神宮皇學館がある。

(分轄管省部文) 表 統 系 校 學 國 が 我



大學校等がある。更に小學校を終り職業の餘暇に修學せんとするものために實業補習學校があり、又不良兒のためには教護院がある。

第四課 社會教育

一 社會教育の意義 人は生れ落つるより社會共同の一員であるから、家庭にある間より社會の影響を免れないが、年長じてその交際見聞の範圍が廣くなるにつれ、一層社會より受ける影響は大である。この影響の内、風俗習慣交友の如く自然的のものと、社會の先覺者が一定の目的を立て、特殊の機關を以て一般民衆を教化する意識的のものとある。

二 社會教育の施設 少年團青年團女子青年團婦人會在郷軍人會等の組織より、圖書館博物館美術館自治館等の常設のもの、講習會講演會夏期大學の如き臨時的のものに至る、まで、

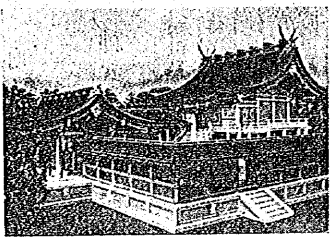
常に一般の知徳體育の向上をはかつてゐる。

＝印刷物 近時印刷の進歩により、通信講義録、講習録、各種の新聞雑誌等の定刊物より、臨時のパンフレット等により、社會百般の智識を傳達してゐる。又活動寫眞、特にラヂオの如きは娛樂を供する一面に、社會教育上主要の機關として大いに利用さるるに至つた。

第六章 神社

一神社 自國民が他民族に比してより高く勝りたるものと、の自負心は何れの國民にも存することであるが、殊に日本國民は古來神國としての信念強く、この心は自己の祖先を尊び、歴史を誇りとし、統一ある國民精神の養成を確立するものである。

我が國は萬世一系の皇室を大宗家と仰ぎ奉る國體である。我等の祖先を祀るの情は、皇祖天照大神を祀り、歴代の皇室を祀り、國家に勳功ありし偉人傑士を尊崇するの情と一致するのである。



明治神宮

祭政一致
毎年一月政治始めの儀式には必ず伊勢大廟並びに宮中諸祭典の事を奏上せしめたまひ、國家の重大事には天皇は群臣を率ひて神を祭らせ給ふのである。

わが世を守れ伊勢の大神

神社の始めは石を並べて垣となしたる（磯城）その中に樹木を植えて（神籬）祭壇とした極めて簡単なものであつたのである。

神社數（昭和五年末）									
種別	神社數	神社	村	郷	府	同	同	國幣	別格官幣
神宮	一	天	同	同	同	同	同	同	同
官幣大社	二	同	同	同	同	同	同	同	同
官幣中社	五	同	同	同	同	同	同	同	同
官幣小社	五	同	同	同	同	同	同	同	同
別格官幣社	二五	同	同	同	同	同	同	同	同
國幣大社	六	同	同	同	同	同	同	同	同
國幣中社	四	同	同	同	同	同	同	同	同
國幣小社	三	同	同	同	同	同	同	同	同
府縣社	九三	同	同	同	同	同	同	同	同
郷社	三三七	同	同	同	同	同	同	同	同
村社	四八五	同	同	同	同	同	同	同	同
無格社	六三	同	同	同	同	同	同	同	同
計	二七五	同	同	同	同	同	同	同	同

も昔も變りなく行はるるのである。實に神社は皇祖皇宗、建國の功臣氏の祖先國民的又は地方的功勞者の靈を祀れるもので、祖先祭祀の尊き靈場である。

二 祭神及び社格 皇大神宮は御神鏡を祭つたもので、最も尊き御位にゐらせらるるの社格を設けられないのである。官幣社は

更に一郷一村には氏神があり、鎮守の森と言はれる景勝の地を卜して祀つてある。尙宮中三殿には賢所に御鏡、神殿に天神地祇、皇靈殿に歴代の御靈を奉祀し、靖國神社には國事に殉じたる忠勇義烈の軍人軍屬等の英靈を合祀してゐる。

第七章 宗教

一 宗教の意義 人は煩惱の苦より免れた永遠の生命と満足せる希望とを願ふものである。然し現實には病死があり、物質上の貧困失敗あり、天災地變があり、喜怒哀樂あり。爲に平和の生活を求めんとするが中々得られない。ここに自然の偉大なる力にたよりて安心立命を得んとし、神として信仰し佛として歸依し、理想的人格に達せんと精進する。之れを宗教と言ふのである。

二 宗教の種類 宗教は人の迷想を去り安心立命の道を開くものであるが、地理文化風俗習慣言語歴史等を異にするにつけ、幾多の種別を生ずるものである。今日世界の主なる宗

教は佛教、回教、基督教、印度教等である。

三 我が國の宗教

(一) 神道 神道は建國以來大和民族の道德の基礎をなす惟神の道で、皇族偉人傑士を神として尊崇すると共に、祖先の靈に眞心を盡すことによつて、その加護を得るとの信念である。佛教、基督教等の傳來により、教義が大いに體系化せらるるに至つた。御嶽教、天理教、大社教、黒住教等はその例である。

(二) 佛教 印度に起り釋迦を教祖とする。その主旨は物欲の根本たる「我」を滅却することにとめて、佛の境遇に至ると共に、他をも救済せんとするものである。支那、朝鮮を経て欽明帝の御代に我が國に傳來し、次第に日本化されて、今や眞宗、日蓮宗、天台宗、禪宗、眞言宗、其の他の宗派に分かれ、世

神道
十三派あつて信徒千七百餘萬人に上る。

佛教の影響
奈良朝、平安朝及び室町時代末期に政治上文化上に偉大な勢力をあらはしたのである。
佛教
五十六派ありて寺院七萬一千三百餘信徒四十萬餘人に達してゐる。

(三)基督教　今より千九百餘年前クリストにより唱へられ、

我が國には天文年間ポ
ルトガル人により傳へ
られ、徳川時代の初期
に禁ぜられ、明治維新
と共に又禁を解かれ
た。

基督教
教會數千六百餘信徒二
十五萬餘人である。

警察				
司法警察		行政警察		
產業警察	交通警察	衛生警察	風俗警察	保安警察

100

物興行物等

を監督し賭

博の類の取

締をする風

俗警察と、國

民保健のため醫師、藥物の取締等をなす

衛生警察と、道路水路等の交通安全を期

する交通警察と、産業の助成、金融業の保

護制限、工場の取締をなす産業警察の五

種である。

行政警察は内務大臣の指揮監督のも

とに各府縣知事これを行ひ、司法警察は司法大臣のもとにあ

る検事の指揮命令により、主として犯罪の捜査犯人逮捕をす

交通事故 (昭和五年)			
種別	件数	死者	傷者
歩行者	二七六九	一七三	一四四三
自動車	三三、四七三	三六	五、四三二
自働車	二、四〇〇	一〇	七、八二五
自轉車	一〇、八八	四六	五、八三三
その他	三、四二	二、五六	一、六三三
計	四、四二	二、五六	一、六三三

犯罪檢舉件數 (昭和四年)	
種別	件数
竊取	一、四三三
放火及び失火	三六
往來妨害	三六
飲料水に關し	三三
通貨偽造	一六
賭博及び富藏	一六
殺害	二、三三
傷害	二、三三
過失	二、三三
強盜	二、三三
竊取	二、三三
詐欺及び恐喝	二、三三
以上	二、三三

以上の犯罪種別は、一般に理解し易いものばかりを採つたもので、なほ此の外にも種々のものがある。

る。軍人軍属の爲めには別に憲兵隊がある。

警察の働きはかくの如く多方面にわたり、國家の權力により、公共の安寧秩序を維持し社會の安寧幸福をはかるものである。

二警察と民衆 昔はお巡りさんと言へば、怖ろしきものの一つと考へられて居つたが、警察官は我等の身體財産の安全を守るためお巡りをするので、我等が法を犯し道に背けば、巡査は怖いものであるが善良なる公民であれば、實に我等の大きな保護者である。警察官が必要以上に干渉することは横暴であるが、我等が法を守り、秩序を亂さねば、警官を煩はすこともないのである。我等は日常生活に於てよく規則を守り、警官に手数をかけぬやう注意を要するのみならず、警官の多忙にして犠牲的な職務に對し、常に多大の同情を表せねば

警察の費用
經費の一部分は國費の支拂によるが、警部補、巡査に關する費用と地方警察機關の事務に對する經費とは地方支拂である。

ならぬ。

第二課 災害防止

一 災害防止 災害を防止することも警察事務の重要な一つである。災害の中には地震津浪暴風雨の如く不可抗力のものと、火災水難交通事故の如く注意と設備によりて防止し得るものとある。

此等の災害を金に見積るときは、年々約一億二千萬圓に上る統計であるから、警察の力のみに委せず、各自が平素火氣に注意し、山林の保護河川の改修を行ひ、交通道德を重んじ、各自より進んで災害防止の道を講ずべきである。

火災統計（昭和四年）	
種別	度数及び戸数
失火	一五、四九二
放火	一、三二二
雷火及び火災	一、七三六
合計	一八、五五〇
火災度数	
放火	一、三二二
雷火及び火災	一、七三六
合計	一八、五五〇
全焼戸数	一八、八三二
半焼戸数	四、九六九
損壊金額	七、一七五、〇〇〇

市街地建築物法、工場法等も災害防止の目的で出来た法規である。自警団、消防組は公共團體としてこの目的のために設立せしめたものである。

二 個人及び公衆衛生

すべての幸福は健康にある。巨萬の富も健康でなければ畫餅である。不健康者は往々又不健全の思想を抱く。故に個人の衛生に注意すると共に、公衆の衛生にも大いに注意すべきである。

(一) 個人衛生 個人衛生は暴飲暴

食過度の勞働及び享樂を慎み、殊に女子は家庭の主人として衣食住の簡易清潔につとめねばならぬ。

(二) 公衆衛生 公衆衛生は上下水道の施設、道路河川の清潔、傳染病の注意、豫防注射、消毒法等につとむることである。

殊に我が國は世界有数の結核患者國であり、爲に青年女子

傳染病患者統計（昭和六年）

種別	患者	死亡者
コレラ	二、九六五	三、三三六
赤痢	八、二五九	七、四九七
腸チフス	一、〇〇四	三、七七一
バチチフス	三	一
發疹チフス	二、〇〇七	四、四二九
ダブテリア	一	一
ペス	一	一
猩紅熱	六、四四〇	三、三四
流行性腦脊髄膜炎	二、六〇	一、五

近時豫防注射の獎勵、避病舎の設立により、惡疫豫防につとめてゐる。

の倒るるもの最も多きを以て、次で來るべき國民の母たる女子は、之等病毒の豫防驅除に特に意を用ひねばならぬ。

三衛生施設 衛生と保護とは車の兩輪の如きものであるから、國家としては内務省に衛生局を設けて全國を指導し、地方廳にも衛生課を設け、自治團體にも衛生組合がある。春秋の二大掃除、便所・井戸の設備の規定、飲食物食器の取締、汚物掃除、傳染病豫防、墓地埋葬の取締、多數集合所の痰壺等、何れも公衆の保護を主としたものである。故に我等はよくこの規則を守る上に體育運動に注意し、精神美と健康美とを共に共に向上せしめなければならぬ。

第九章 地方自治

第一課 地方自治

一自治の意義 自治とは地方團體が、國家より其の團體に委任されたる行政の一部を、國家監督のもとに、自己の費用を以て自己の事務とし、自律的に處理して行くことである。

府縣市町村等の自治團體の外、産業上の商工會、議所、農會、産業組合等の如きもその一種である。

二我が國自治の沿革 古くは地方に氏神を中心としたる自治制があつた。大化の改新により唐の五保制を取り入れ、更に武家時代に及びては五人組制度となり、隣保團結して互ひに相扶け、犯罪の豫防捜査より納税の連帶等に至るまで、自

治が行はれてゐたのである。

明治四年廢藩置縣となり、五年從來の名主庄屋は正副戸長

となり、表面は一時官

治行政の有様となつ

た。然し町村は内實

やはり自治團體の有

様を續けて來たので

ある。其の後當時の

内務卿山縣有朋は、ド

イツ人モツセ博士を

顧問とし、吾が國舊來の習慣を存續して、明治二十一年四月市町村制をつづいて二十三年府縣制を公布し、地方自治制の基礎をつくつたので、その精神は當時の上諭によつて拜察する

市町村制發布ノ上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ鄰保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 伯爵山縣有朋

ことが出来るのである。

≡自治の精神 國家が自治を認むるは、各地方に於て隣保團結の舊慣を尊重し、其の地方に直接利害を感じる者に、其の地方の行政をまかせることが、地方の實情に適應した政治を忠實に行ひ、且つ共同的精神を養ひ、立憲政治參與の能力を養成し得るからである。

故にこの訓練をなすには左の注意を要する。

(一)獨立自營の精神 自己の運命を獨立自營的に開拓し得る自主自立の精神により、團體のために活動し奉仕するところが出来るのである。

(二)公共奉仕の精神 自治團體の各員は公共の福利増進に努力し、公共の爲めに犠牲的奉仕をなす精神を持たねばならぬ。

(三) 協調の精神 團體員は互に手を携へて事に當り、和衷協同して始めて自治の發展をなし得るのである。

(四) 責任感の自覺 全體は個人の集合であるから、各人は責任を自覺して、全體の向上發展をはからねばならぬ。

第二課 我が郷土

一 我が郷土 郷土は我が搖籃の地である。阿部仲麻呂が唐に渡り、故郷を慕ひ東海の月を見て

あまの原よりさけ見れば春日なる

三笠の山に出でし月かも

と歌つたことは誰しも知る處である。實に郷里は自分の生れし家、竹馬の友と遊びし地、遊學のとき休暇に急ぎ歸りし家庭であり、鎮守の森があり、祖先の墳墓のある處である。郷關を出でて成功した時は、御墓参り、氏神詣で、親戚故舊の訪問等、

所謂錦を着て故郷にかへる。是れ皆郷土を愛する念より起つたことである。

二 郷土觀念の擴張 郷土は我等の出生地であるが、その範圍を擴めれば町村も郷土であり、府縣も郷土であり、更に日本全土が郷土である。在京のものが其の郷土の屬する府縣人會をつくり、海外に居るものが日本人會をつくるが如きその例である。

明治維新以前は封建割據のもとに、士農工商の階級に釘付けとなり、交通不便にして各一地方に局在してゐたために、狭き範圍の愛郷心のみ強く、日本の國家全般に對する考へまで及ばない嫌ひもあつたが、廢藩置縣となり、四民平等、國民皆兵となり、汽車、電車、汽船、電信、電話、飛行機、無電等あらゆる交通機關が發達されてからは、土地の廣さは、次第に狭められ、各地間

の關係も極めて密接となつたので、昔の如く一地方の利害にのみ拘泥せらるることなく、各自眼を國家の大局に注ぎ、舉國一致して大愛郷大愛國の實を擧ぐるやう、郷土の觀念が次第に擴張されて來つつある。

第十章 市町村

一市町村の自治 自治團體とは一定の地域に居住する人民が法律命令の範圍内で國家委任の行政事務及び自治團體として爲さねばならぬ固有の行政事務を處理して行く團體である。

戸籍・徴兵・國稅・徵收・衆議院議員選舉・道路・傳染病・豫防の如きは委任の事務で、地方稅の徵收・地方議員選舉・上下の水道・公園・圖書館・市町村經營の電車・電燈・瓦斯の如きは固有の事務である。

二市町村住民 自治團體の區域内にある住民は勿論、その區域内に一時滞在するもの及び土地・家屋を有し又は營業を

市町村自治は第一に地方長官、第二に内務大臣の監督の下にある。

市と町村との間には、本質上の區別はないが、東京・大阪・京都の如きは、その下の區も又法人となつてゐる。更に近頃は自治體擴大と共に、地方長官及び内務大臣の二重監督を廢し、内務大臣の直接監督とする東京都制案さへ審議されるに至つた。

住民

日本人・外國人・法人。

營造物
學校・公園・道路・橋梁・病院・港灣等。

なすものは、その團體の支配を受け負擔を分つ義務を負ふと同時に、住民はその市町村の財産や營造物を共用する權利を有するのである。

三 公民 市町村住民中帝國臣民にして年齢二十五歳以上の男子で、二年以上その市町村に住んでゐるものは、その市町村の公民と言ひ、市町村の選舉に參與し、各名譽職に選舉される權利と、その名譽職を擔任する義務とを負うてゐる。これを公民權と言ふのである。名譽職とは有給事務の本職とちがつて、一定の給料を受けないものである。

四 女子と公民權 公民權は市町村の政治に參與する權利で、その政治の善惡は直ちに臺所の經濟と密接な關係があるのである。故に地方自治政治には國民の半數を占め、家庭經濟を行ふ婦人にも、公民權を與へる事が主張され、多くの外國

名譽職 給料を受けず團體の爲めに盡す者、原則として町村長市町村會議員等。
公民にして正當の理由なく名譽職擔任を辭するときは、市町村會は一ケ年以上四ケ年以下の期間、その市町村の公民權を停止することが出来るのである。

公民權なき現在の女子は、夫の公民權行使は自己の代表と考へ、よくその行使を諒らぬやう内助すべきである。

では既に認められて居り、我が國にありても遠からず與へらるべき情勢にある。従つて益々女子の教育の普及向上につとめ、政治を理解し得る知識の養成につとめねばならぬ。

五 自治と選舉 毎年九月十五日現在の公民權者を調べたる選舉名簿は豫じめ有權者に示され、十二月二十五日に至り決定するのである。選舉は單記無記名で、有效投票の多いものから順次當選者とするのである。但し議員の定數で有效投票總數を除いた數の六分の一以上の投票數がなければならぬ。昔は選舉人に納稅資格の制限があつたが大正十五年の改正以來衆議院議員と同じく、普通選舉となり納稅資格の制限は取り去られた。

六 市町村會 市町村の意思を決定する議決機關である。市町村民全體がこれに當ることは出来ないから、公民が更に

選舉區 市町村全體を一選舉區として取扱ふのであるが東京・大阪・京都・名古屋・神戸・横濱の六市は區を選舉區とする。

選舉權なき者 住民中公民權停止中の者は現役軍人、戦時又は事變により應召中の軍人。

被選舉權なき者 在職中の役事、警察官吏、收稅官吏は一般的に、選舉事務に關係ある官吏、市町村の有給吏員はその關係區域内においてのみ被選舉權を有しない。

當選者決定 當選者に市町村長は當選を通知し、當選者は五日以内に辭退しなければ當選を受諾したものと認める。

その中から代表者を選出して、これに當らせるのである。市町村長の招集によつて開會閉會され議員の半数以上の出席によりて開かれ、出席者の過半数により議決されるのである。

七 市町村會の權限 市町村に關する事項は別段の規定なき限り會議に附せられるのである。又法律勅令により其の權限に屬せしめられた事を議決する外、市町村長の選舉事務の監督検査より、市町村の公益事務につき官廳に意見を提出する等、その權限は廣汎であるから、市町村會議員の責任は重大である。その權限事項は左の通りである。

- (一) 市町村條例及び市町村規則の設定改廢
- (二) 市町村費支辨事業
- (三) 豫算の議決・決算の認定
- (四) 使用料手数料加入金、市町村税、夫役、現品の賦課徴收

議員數
市會は三十人以上、町
村會は十二人以上、乃至
三十人とし、人口多少
により之れを定める。

條例と規則
條例は住民の權利義務
又は市町村の事務に關
し定むる法にして、内
務大臣の許可を要す
る。規則は條例を以て
規定するものの外、營
造物に關することを定
むる。

(五) 財産營造物の管理處分

(六) 市町村吏の身元保證に關する件

(七) 市町村にかかる訴訟及び和解に關する事項

(八) 法律勅令により市町村會の權限に屬する事項

かく市町村會議員はその市町村の利害禍福を双肩に擔ふものであるから、常に公平なる態度を以て全體の利益を考慮し、忠實に議事をはかり、一黨一派は勿論、一地方部落の利害等に拘泥せず、最も公明正大なる犠牲的精神を以て、正否利害を周密に調査判斷し、市町村政のためにつとむべきである。

ハ 市參事會 市には市會の外に市參事會があり、議長と名譽職市參事會員により組織される。市會と異なるところは一般傍聴がゆるされぬことである。市參事會の權限は、市會の委任事項、市會不成立其他により開會不能のとき、臨時急を

要する事件又は法令により特に市参事會の權限に屬せしめたる事項等を議決するのである。

九市役所町村役場 市役所は市の事務を、町村役場は町村の事務を行ふ所である。市町村長は市町村會の議決したる事務を執行する執行機關である。市長は原則として有給であり、任期は四年とし、市會に於て選出される。町村長は原則として名譽職であり、任期は四年、町村會に於て町村公民中より選出される。

市町村長の職務權限にはその市町村内に於ける國府縣の行政機關として、法令の定むる處に従ひ、上級官廳の指揮監督により、市町村會の議決を経る要なきものと、その自治團體自身の行政執行機關として市町村會及び市参事會を招集し、それに附すべき議案の提出、市町村會議決事項の執行、財産營造

市町村長職務
一 議案を發し議決を執行
二 財産營造物の管理
三 收入支出命令
四 證書公文保管
五 税金賦課徴収
六 吏員指揮監督
七 市町村會議決の再議停止
八 國府縣の行政委任事務（國稅徴兵教育戸籍等）

物の管理、收入支出の命令、會計監督、租稅手数料の賦課徴収、市町村吏員の指揮監督の如き、市制町村制に列記したるものがある。

市町村長を補助する機關として、助役、收入役、書記、技手、事務員、區長委員等があり、市には又市參與を置くことがある。何れも市町村事務の首腦を掌るものであるから、事務に精通するは勿論誠實熱心の人格者でなければならぬ。

一〇市町村の財政 市町村の存立發達の目的を達するため、の公の經濟活動を、市町村財政と言ふのである。

（一）財政の收入 市町村財政の收入は理想としては市町村財産によるもの、及び營造物の使用料、手数料、過料、過怠金によるものを原則とし、尙不足のときは市町村稅、夫役、現品を賦課徴収するのである。今日は何れの市町村も前者のみ

市助役は有給、町村助役は名譽職を原則とし、收入役は皆有給である。

我が國の現在では猶委任事務が多くて、固有事務は海外先進國の如く、固有事務の方が多くなればならぬ。

	(二)市町村税	市町村税には	同	九年	九六九・一〇八	三、四六一
	直接國稅及び府縣稅に對する附加稅と、獨立して賦課する特別稅とある。	尙市町村收入には國家府縣よりの交附金補助金等もある。	昭和元年	二年	一九五九・七七一	三、五六八
		市民がその賦課されたる負擔の納付を怠るときは、自治團體の活動を妨げる事となる。若し未納者あるときは督促狀を發し督促手数料と延滞金を徴せらるゝ。	同四年	三年	一八九八・三八八	三七三
			同四年		一七四六・六七	

特別税
國稅、府縣税に關係なく、市町村に限り特別に賦課し得る獨立税である。戸數割、不動産取得税、並賣税、娯樂税、畜大税等種種が多い。

納税義務者
市町村住民に限りす。三ヶ月以上の滞在者、市内町村に於て土地、家屋、物等を所持し、使用、占有する者、營業所を定め、營業する者、演劇、興業等をなす者も納税の義務を有する。

特別税
國稅、府縣税に關係なく、市町村に限り特別に賦課し得る獨立税である。戸數割、不動産取得税、並賣税、娯樂税、畜大税等種種が多い。

納税義務者
市町村住民に限りす。三ヶ月以上の滞在者、市内町村に於て土地、家屋、物等を所持し、使用、占有する者、營業所を定め、營業する者、演劇、興業等をなす者も納税の義務を有する。

町村歳入歳出表（内務省調査、單位千圓）

九五

を徴し、尙督促期日までに完納せぬものは、財産差押等の滞納處分を受けねばならぬ。我等社會生活を営むからは、何よりも納税を怠らぬ事が、公民としての第一義務である。

(三) 市町村債 市町村經常収入の財政に不足を告げ、或は永

地方債統計 (昭和六年三月末)	
種別	金額
道府縣債	五萬八千八百八十八圓
市債	一萬四千八百八十八圓
町債	二萬三千三百五十五圓
水利土地組合債	四萬八千八百八十八圓
計	二萬七千四百五十五圓
一人當地方債	三圓

久の利益となるべき事業を起すため、又は天災地變等の爲め急の支出を要する場合等に起債さるものである。但し公債は借金として子孫に負擔を残すものであるから、その起債を慎重にし、之れが償還につとめねばならぬ。

(四) 豫算及び決算 豫算は毎會計年度の見積りであつて、市

町村長が編成し、遅くとも年度開始の一ヶ月前に、市町村會の議決を要するのである。市町村事務の運用は豫算によ

市町村用納は翌年五月三十一日で閉鎖し、決算報告書が調製される。

るものであるから、市町村會は一面には無用の費を省き、一面には必要の支出は惜まず、之れが編成審議に力をいたさねばならぬ。

決算は豫算を實行した結果で、先づ市町村長が審査したる後、市町村會の認定を受けねばならぬ。

二市町村の財産 市町村の収益を目的とする財産は、基本財産と營造物である。

(一) 基本財産 基本財産とはただその果實だけを使用し、元本はそのまま永續するもので、一般の収益にあてるものと、教育事業罹災救助の如き、特殊目的のみにあてるものとある。基本財産の多きことは市町村財政を豊にする原因であるから、市町村公民はこれが増殖につとめ、財政の基礎を固めるやうつとむべきである。

基本財産
森林・原野・田畑・宅地・池沼・建物・港灣・鐵山・登陸地・有價證券・現金等。

(二) 營造物 營造物とは市町村民の福利増進の爲め直接利用せらるる施設にして、使用料を徴するものと然らざるものとある。學校・公園・病院・公會堂・圖書館の類である。市町村民は之が施設の完備につとめ、同時に能く善用し、その効果を擧げることにつくすべきである。

營造物 圖書館・公園・水道・電氣・瓦斯・電車等
使用料 營造物の使用料には電車に乗りて電車賃を出し、電氣水道料金を支払ふ如きものである。

第十一章 府 縣

一 府縣の自治 府縣は市町村の上級に位する自治團體を形成してゐる。市町村と同じく公法人で法律命令の範圍内にて官の監督を受けつつ、府縣に屬する事務を處理する團體である。その區域は市町村を包括し、住民はその區域内の市町村住民である。

府縣の行政は地方官廳としての官治行政が主で、地方團體としての自治行政は、市町村に比し遙かに狭少である。但し自治の精神に至つては府縣市町村の間に何等の差別はない。

二 府縣會 府縣會は府縣の議決機關であつて、その府縣の區域内にある市町村の公民中から選舉された府縣會議員を

以て組織する。議員は名譽職であつて任期は四年である。
府縣會權限の主なるものは府縣の條例規則の設定、改廢、豫算決算、使用料手数料、府縣稅夫役現品の賦課徵收、財産營造物の管理處分、議長、副議長、名譽職參事會員の選舉、官廳に意見書の提出、及び法律勅令により府縣會の權限に屬せしめた事項である。

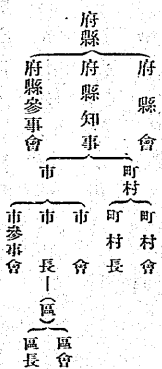
三 府縣參事會 府縣參事會は府縣會の補充議決機關である。知事及び名譽職參事會員十名を以て組織し、府縣會の委任事項、其の他臨時急施を要する事項の議決、及び府縣制その他法令により特にその權限に屬せられた事項の議決、府縣の出納検査、知事及び内務大臣への意見書の提出等の事項をつかさどるのである。

四 府縣廳 府縣は國家の地方官廳たる事務と、地方自治團

府縣會議決事項は府縣制その他法令に示されたものに限り、市町村會の如く廣泛な權限を有しないのである。

道府縣參事會員は道府縣會で議員中より選舉し、その任期は二年である。

地方自治團體及び其の機關



體たる事務とを取扱ふ處であつて、その長官は知事である。府縣廳には知事官房と内務部、學務部、警察部があり、府縣行政事務を分掌してゐる。たと東

島嶼及び不便の地には府縣支廳があり、全國を通じて二十五ヶ所ある。

府縣知事權限
一 府縣會同參事會の招集及び議案提出並に同會議決執行
二 府縣の財産營造物の管理
三 臨時急施事項の專決處分

北海道には三部の外土木拓殖産業部がある。

道府縣歳入歳出表 (内務省調査、單位千圓)

種別	歳入の部		
	昭和五年度	同六年度	同七年度
地租附加稅	七〇、二	九、五四〇	六、九〇六
營業收益稅附加稅	三、九六九	一、九三〇	一、七〇九
所得稅附加稅	三、三三六	三、七六八	二、五二四
營業稅附加稅	五、四	四、五	四、九
特別地稅	九、一六六	八、六〇〇	八、五五五
營業稅	四、二五	四、六九	四、〇七
家屋稅	一〇、四二	九、六六	七、八七
雜業稅	七、六四	五、七六	五、四七
市町村分賦額	八、五八	三、八〇	三、七

京府だけは警察部がなく別に警視廳が置かれてある。また必要の場合には土木部、産業部、衛生部等を置くことも出来る。然して府縣の財政は市町村の財政と異なり、専ら租稅收入を本

體としてゐる。即ち府縣税である。その他の財源は市町村と同じく夫役現品使用料・手数料及び財産から生ずる收入の外公債がある。

府縣知事は本來國家の行政機關であるが、又府縣自治の行政機關であり、市町村長が純然たる自治機關であると著しく趣を異にしてゐる。

五 我が府縣 我が府縣はその地方獨特の自然と歴史とにより、我等先輩祖先の努力の集積により、今日の發達を見るに

種別	歳出の部		
	昭和五年度	同六年度	同七年度
使用料及び手数料	三、三六四	三、九八六	三、〇六六
國庫下渡金	三、〇六六	三、八八六	三、七〇八
國庫補助及補給金	三、七六六	二、四九一	二、四四〇
公債金	一、四八七	四、二六一	五、三三七
總計(其の他共)	四、〇二三	四、九四六	四、〇五五
教育費	一、四二〇	一、〇五九	一、〇四九
土木費	八〇九	一、〇八九	一、〇三四
衛生費及び病院費	九五一	九八四	八六五
勸業費	四、四四五	四、四八	四、四〇〇
社會事業費	三、五五	三、三六	四、六六
警察費	九五一	八八五	八四六
吏員費	一、八三六	一、八七六	一、八七六
公債費	四、五五〇	四、五五九	五、八五五
總計(其の他共)	四、〇二三	四、九四六	四、〇五五

至りしものである。即ち吾が府縣の産業も文化も、我等先人勤勉の成果であり、風俗習慣も我等祖先の遺業である。この恩恵を受け育ちし我等は、この良風美俗を維持すると共に、更によりよき文化を進め、これを子孫に遺さねばならぬ。

第十二章 農村と都市

第一課 農村及び都市

一 農村と都市 人口の都市集中は世界的の現象である。我が國は農を以て國の本としてゐたが、近時商工業の發達に伴ひ著しく都市集中の傾向を示して來た。農村と都市とはその生活に著しい差があるから、この兩者は國民生活の二大形式として對立してゐる。農村は米穀野菜を始め、各種の原料品を都市に供給し、都市の生産せる加工品を購入してゐるのである。かく農村と都市とは社會的分業をなしつつ、共存共榮の關係に立つべきである。農村の疲弊は自から都市の衰頹を來たすから、兩者が共に健全に發達するや否やは、國運

の興廢に多大の關係を有する。我等は産業立國の大方針によりて兩者の發展に努力せねばならぬ。

第二課 農村

一 農村生活 全國一萬二千の町村は國土の大面積を占め、農民がその大部分をなしてゐるのである。農村は國民に食糧を商工業者に各種の原料品を供給し、又その製品の大需要地である。

農村は都會に比し修養娛樂衛生の施設に劣るところあるも、新鮮なる空氣輝やかしき太陽清らかなる水は、都會に見られぬ農村大自然の恩恵である。農民は身體强健で精神も純朴着實にして隣保相親しみ、物質生活に恵まれること少くとも精神生活に慰めらることは都會の比ではない。ここに郷土愛着の思念が湧き、良風美俗が胚胎されるのである。

二 農村の開發 自然によつて恵まれたる農村は、又天然によつて制限を受けてゐる。近時農村疲弊の聲聞え、これが振興の運動は次第に高まりつつある。

(一) 農村疲弊の原因 有爲の青年を都會に奪はれしことと、經營法が舊式を脱せぬことと、生産に對する金融の道足らざるものと、耕地面積の狭少なること等が生産費の昂上、賦課の増加、生産價格の低下等と相まちて、漸次疲弊が深くなりつつある。

(二) 開發振興法 疲弊せる農村を開發振興するには、農村の將來を擔ふ有爲の青年を土に親ましむる教育を施すこと、經營法を機械の利用、人造肥料の配給、害蟲の驅除などに通じ、凡て合理的に近代化すること、耕地整理開墾等により耕地面積の増加をはかること、産業組合等をよく利用し互ひ

耕地の缺點
我が國の耕地は狭小なる上に地形上起伏多く、爲めに歐米の如き大農耕法をなすことが出来ぬのである。

列國農業者一人當耕地面積	三・五畝
米合衆國	五・五畝
英國	四・六畝
佛國	三・六畝
獨逸	二・八畝
ポーランド	一・八畝
オーストリア	一・四畝
オランダ	一・三畝
インド	一・二畝
日本	一・一畝

産業組合により金融の圓滑、機械の利用、生産物販賣法等の改善をはかるべきである。

に連絡をはかること、副業をすすめて多角的農業により収入の増加をはかり、収入の平均を確保すること、文化の施設をなし、簡易清潔なる住宅改良等により、農村生活を現在よりもより楽しくすることである。かくの如く愉快に合理的に土に親しましめる事が農村を振興救済する道にして、國家社會の堅實なる基礎を固むる所以である。

第三課 都市

一 都市生活 都市は商工業を以て經濟の基本とし、政治經濟産業交通學術の中心をなし、その國文化の發生地をなしてゐる。故に教育衛生娛樂等あらゆる文化施設が完備してゐる。これ實に都會の幸福と言はねばならぬ。されど人口は稠密であり空氣は混濁し、四周は雜音により喧騒であり、住宅は狭く日光は不足し、生活費は高く生存競争ははげしく、都會

高層建築は土地なきため空間に伸びたものであるが、その爲め通風を妨げ、日光の恵から遠ざからしめる。

人の健康は農村人に劣るのである。

三 都市の改善 都市生活の弊害を除去しその改善をはかることは、近代の國家生活上最も緊要な問題である。政府は都市計畫法市街地建築物法等により、工業商業住宅地公園等の地域を定め、公設市場上下水道墓地等の設備をよくし交通の整理を行ひ、災害の豫防につとむる等、種々の手段方法を講ずべきである。又市民各自も都市生活は奢侈放縱に流れ誘惑にかかりやすく、且つ農村の如く歴史的の背景薄く、市民の轉住も著しく、勢ひ隣保團結の美風を缺き、公共問題に冷淡になり勝ちであるから、よく市民たる責任を自覺し協同一致の精神を以て、住民の健康増進と都市生活の改善繁榮につくさなければならぬ。

都市計畫
住宅問題、交通問題、
衛生問題が最も大切な
ものである。

第十三章 産業

第一課 生産

一生産要素 自然に勞力と資本とを加へて、その效用を生ぜしめたり、或は増加せしめることを生産といひ、生産を業務として行ふを産業と言ふのである。生産するための自然勞力及び資本を生産の三要素と言ふ。

(一) 自然 自然とは日光空氣水力風力土地の如き、生産に必要な自然力や自然物を言ふのである。自然は生産に必要な場所材料及び勢力を供するので、その良否は天恵によるが、或る程度までは人力によりこれを變更し、生産の増加をはかることが出来る。自然の中最も主要なるものは

土地の性質
不變的な部分と可變的な部分とある。前者は面積地位の如きであり、後者は土地の豊度の如きである。

土地である。耕作土地の生産力は報酬漸減の法則が行はれるが、施肥耕作方法の改良等により地力を回復することが出来る。

(二)資本 資本とは過去生産の結果であつて、更に將來の生産に供せらるるものである。今日の産業組織では資本は生産要素中の首位を占め、其の多少と運用如何により産業の成敗が分かれるのである。資本の多きときは勞力の節約、生産種類の増加、品質の改良等の効果があるから、常に勤儉につとめて資本を蓄積し、それを更に有利の生産に供する心掛が無くてはならぬ。

(三)勞力 勞力とは生産に用ひらるる人の精神的肉體的活動であつて、自主的に行ふ場合と他に雇傭される場合とある。如何に偉大なる天與の寶庫も、勞力が加はらなければ

資本の分類
固定資本と流動資本、
生産資本と營利資本と
に分ける。

何の効果もあらはれぬ。勞働者の品性・體力・智力及び勞働の組織により、生産能率に著しき差等を生ずるから、勞働者の教育訓練は重大事である。

二 勞資協調 資本と勞力とは密接不離の關係にあつて、資本家と勞働者間の闘争は喜ぶべき事でない、兩者相提携して生産の増殖産業の發達を期するやう、兩者の共存共榮を計らなければならぬ。その爲めには生産上に於ける各人の地位をよく理解し、協調的精神を高調して、共存共榮の實をあげるべくつとめねばならぬ。

第二課 産業

一 國民と産業 人類の經濟生活は自給經濟に始まり交換經濟に進んだのである。初めは農牧水産鑛業の如く、自然物を占有又は利用するに起り、やがて此等の原料の性質形狀を

變化する加工業に至り、更にその生産物の場所を交換變更して、効用を益々大ならしむる商業にまで進んだのである。

今や各國は國際商業を以てその國の經濟力と國力とを高めむべく産業戰に汲々たる有様である。我が國は天然の資源に乏しく、國民の所得も少く、且つ經濟組織も貧弱であるから、國民一致協力して、産業の開發に邁進し、經濟の健全なる發達をはからねばならぬ。

二 農業 農業は土地の自然的生産力を利用して、國民に食糧品を、工業に原料品を、商業に貨物を供給する基礎的産業である。故にこの産業の不振は直ちに國民の生活を脅かし、原料品の缺乏を來たし、商工業の發達を害するに至るのである。

我が國は建國以來農を以て經濟國策として來たのである。

今や商工業の發達著しきものもあるも、尙農業は依然として我が國産業の首位を占め、農業に従事する者は全人口の半數以上に達してゐる。

産業の母たる農業もその要素は土地資本勞力で特に土地は農業の基本である。我が國は山嶽の起伏多く耕地面積狭きため、集約的な小農式により經營されてゐるが爲めに米の生産費が高く、一戸當りの收穫が少ない。故に國家も自治團體も農會各種の試験場博覽會學校及び各種の組合等を設け農業の指導獎勵研究調査改良發達及び從業者の福利増進等の助成を講ずると共に自作農の獎勵と土地の開拓につとめつつある。

三 工業 工業は農林水産鑛業等より得たる原料に加工して、財貨の効用を増す産業である。我等の日常生活品も、幾多

の軍需品も、現代の國民經濟も、主として工業品にまたねばならぬ。我が國の工業は極めて幼稚であつたが、明治維新以來銳意その發達をはかり、今や世界の主要なる工業國と躍進したのである。

工業の要素も又原料資本及び勞力である。我が國は原料乏しきも、海運により輸入するにやすく、その主なるものは棉花であり、羊毛類、鐵材、石油等も輸入に仰いてゐる。我國の工業品は從來粗製濫造の惡評を受けしも、世界大戰後技術の進歩と經營の合理化と相まちて、其の品質優良に、しかも爲替關係と相まちて、極めて廉價に製作輸出せられ、爲に貿易戰に於て先進諸國の一大脅威となりつつある。

工業は經營方法によりて、家内工業と工場工業に、又手工業と機械工業に分類することが出来る。

國家は工業を助成發達せしむる爲め、經營の合理化と國產

愛用を獎勵し、或は保護關稅を設け、或は補助金を交付し、或は租稅を輕減免除して、之が保護統制をはかつてゐる。舶來品尊重の弊風を去り、國產品愛用の習慣を付けければ、舶來品中年約六億圓は國產品により代用が出来ることである。

尙工業助成法として主なもの、は、工業試驗場、模範工場、常設陳列所を設けたり、博覽會を開いたり、又検査制度を設けて製品の改良をはかり、工業所有權を定めて發明を獎勵し、民間では商工會議所、重要物產同業組合等により、商工品の改善につくしてゐる。

四 商業 その國の經濟的繁榮と國富増進のためには、生産と共に商業の發展をはからねばならぬ。商業は生産者と消費者との間に立ちて場所を變更し、需要供給を調節し、その商

分業と協力

アダム・スミスの富國論には、留針一日一人にて分業によらぬときは其の生産高二十本にすぎざるも、十八段の分業によると一日一人四千八百本即ち二百四十倍をつくることとある。

合衆國の分業

洋服をつくるに三十九段、靴をつくるに百七十二段、懷中時計をつくるに千八百八段の分業をなすと云ふ。

工場法

大正十二年制定十人以上の職工を有する者に適用して、衛生、就業時間等に注意を拂つてゐる。

商工省特許局にて特許權、意匠權、商標權、實用新案權等の法規を設け、工業所有權を保護獎勵してゐる。

品の效用の増加をはかる等、財貨交易の媒介をなすものである。商行爲を業とする者を商人と言ひ、外國に對する商業を貿易と言ふ。商業は社會の經濟生活を圓滑にする機能を有するものであるから、當業者の利益を目的とする外に、公共生活上社會的主要な任務を有するものである。故に商人は常に公共道德を重んぜねばならぬ。

五 其の他の産業 農工商以外の産業は水産林産鑛業等である。

水産は四面海をめぐらし、自然の天恵多き上に、國民は海に親み、遠洋漁業潜水等の水産技術に長じ、吾が海岸は勿論北洋南洋其の他に至るまで遠洋漁業を營み、世界第一の水産國となつてゐる。その發展の爲めには漁業組合水産試験場水産講習所自治的水産會等により助成につとめてゐる。

出商業
自國と外國間の貿易にあらずして、外國相互間の貿易を營むを出商業といふ。

將來の産業
今後は水産と海運とが地理的に恵まれ、最も國民性に適したる有望の産業である。

我が國は山國であるから、林業は建築材薪炭バルブ等を提供する外に、水源の涵養洪水の豫防より、魚附林風致林等國土の保安及び氣候風土の調節の點よりも極めて大切な産業であり、しかも年々の伐採量は成長量に超過してゐるから、保安林施業林業試験場等を設け、山林の保護發達につとめてゐるが、山林の失火につき特に戒心しなければならぬ。

鑛業は日常生活の重要原料を提供するものであるが、我が國は石炭銅を除く外産額が少い。鑛物は國家の所有で鑛山監督局がその監督の任に當り、その特許を得て採掘權が與へられるのである。日用必須の鐵鑛の如きも甚だ少なく、石油も又甚だ不足してゐる。爲めに石油の試掘を獎勵し補助金獎勵金などを與へてゐる。

第三課 共同企業

歐米では山林の失火は極めて稀であるが、日本では大坂神戸間の六甲山脈に、年々何回となく登山者のマツチや吸殻の取扱の不注意より、數十萬數百萬圓の損失をくりかへしつつある。

一企業 自己の損益計算で各生産要素を結合し、生産又はその他の營利事業を営むことを企業と言ひ、これを經營する者を企業家といふ。企業をなすにはその事業に關する知識才能を必要とするから、資本家地主労働者と相ならんで、企業家は此等の要素をよく利用し企業を計畫經營するのである。企業には大企業、小企業、公企業、私企業、個人企業、共同企業等の種別がある。何れも一長一短であり、工藝品、美術品等企業家が自ら労働する小規模な商品の生産は小企業に適し、綿布、綿絲製紙其の他大資本を以て大規模に大量生産をなすものは大企業に適するのである。個人企業は企業家即ち労働者であり、損益一身に専屬するから、熱心にして臨機應變でなければならぬが、資本の集中に困難である。共同企業は敏活熱心を缺くきらひがあるが、巨額の資本を以て各方面の優秀な

る技術才能を有するものを集め、巨額の資本を要する土地家屋機械を設備して經營する長所がある。今や共同企業が益盛になり、その主なるものは會社組合として現はれてゐる。

二會社 會社は商法の規定によりて組織せられた社團法人であつて共同企業の大部は之れに屬し、左の四種類がある。

(一)合名會社 二人以上の無限責任社員からなる會社である。信用は最も高いが大資本結合に困難である。

(二)合資會社 無限責任社員と有限責任社員とからなる會社で、資本のみを有する者と企業才幹を有するものとの結合である。無限責任社員のみが業務執行に當るのである。

(三)株式會社 資本を均一の株式に分ち、これを所有する株主七人以上の結合で成立する會社である。株主は有限責任であり、株式の譲渡は自由であるから、資本を小金額の

株式金額
五拾圓を下ることを得
ないが分割の拂込を認
めてゐる。但し一時に
株主拂込の場合に限り
株式四まで下すことが
出来るのである。

株式に分割し、零細の資金を廣く募ることが出来る。大資本の企業團體をつくるに適し、同時に此等の小資本主の資金を企業に投ぜしめ利殖をなすと共に、國家の企業の振興をはかることが出来るから、大資本を要する事業に適するのである。株式會社の經營方針は株主總會で決議し、その選任されたる取締役がその決定事務を執行し、監査役がこれを監督するのである。

(四) 株式合資會社 無限責任社員と株主とより成り、合資會社と株式會社とを折衷した會社で、組織が複雑であるから實際には餘り適用せられないのである。

≡ 企業同盟 近時企業は益々大規模となり、生産は過剰となり、價格は低落するため、同業者が自衛上無益の競争をやめ、同盟して相互の利益を保護する組織である。その主なるも

株式譲渡
株式は自由に賣買譲渡
することが出来る。

のは企業聯合と企業合同とである。

(一) 企業聯合(カルテル) 各企業家が各經濟上の獨立を維持しながら相互に聯合して賣價販路生産額等を協定して、相互の競争を避け利益の増加をはかる組織である。

(二) 企業合同(トラスト) 同種の各企業家がその獨立の地位を棄てて合同し、市場獨占の目的を達し、その利益を確保せんとする組織である。

企業同盟
カルテルは企業聯合。混合物的。利害多少異なる。自衛的。
トラストは企業合同。化合物的。利害皆歸一す。進取的。

四 産業組合 産業組合は大企業組織の益、盛となり、小企業組織の愈々壓迫を受けるに鑑み、此等小企業家少所得者が産業上の自治及び相互扶助の精神に基づき、七人以上組合員となりて物質上精神上の團結をつくり、經濟地位の安固を圖る

社團法人である。我が國では明治三十三年産業組合法が制定せられて以來、政府は大いにこれを奨励し、今や組合の數一萬數千を越ゆるに至つた。

五 産業組合の種類

(一) 目的上の區別として四種に分けられる。

- (イ) 信用組合 組合員の産業に必要な資金の貸付け貯金の便宜をなすを目的とする。
- (ロ) 販賣組合 組合員の生産品をまとめ、之れに加工し又はそのまま市場に販賣するを目的とする。
- (ハ) 購買組合 産業又は經濟に必要な物資を大量廉價に購入し又は加工し組合員に賣却する目的である。食料品その他日常生活に必要な物資を廉價に共同購入する消費組合はこの一種である。
- (ニ) 利用組合 産業又は經濟に必要な設備を組合員に使用せ

しむるを目的とする組合である。

(二) 組織上の區別としては無限責任組合有限責任組合保證責任組合の三種に分けられるのである。

産業組合の機關として理事監事及び總會があり、組合はその名稱中に必ず組織と目的とを示す文字を加へなければならぬ。

産業組合の特質は會社企業同盟と異なり、利益を主要の目的とせず、その精神的團結により經濟上の自治體をつくるにある。故に資本に乏しき者は産業組合により免税と金融上の特典を與へられ、激烈なる競争場裡に於て、よくその經濟生活を維持し改善することが出来るのである。

第十四章 貨幣及び金融

第一課 貨幣

一貨幣 經濟狀態が發達し、幼稚なる物々交換に不便を生じ、相互の需給が一致せぬため、交換の媒介物を必要とするに至り、その必要を充したのが貨幣である。貨幣は交換の媒介を目的とする外、價值の標準、支拂の用具、價值の保存に供せられるので、國家は法律により之に強制通用の力を與へてゐる。

二貨幣制度 文明各國では法律を以て貨幣制度を定め、その鑄造發行品質種類重量を規定し、之れが信用を維持するため、その權利は政府により專有されてゐる。

本位貨幣は法律上支拂金高に制限なきもので、その額面の

價格は大體その金屬の價格と同一のものである。(國民は造幣局に本位貨幣の地金を出し鑄造を請求することが出来る。これを自由鑄造と言つてゐる。)貨幣の本位には金單本位銀單本位金銀複本位等の種別がある。

我が國は明治三十年金單本位制に改め、純金の重量二分〇七五瓦を價格の單位としこれを圓と言ひ、貳拾圓拾圓五圓の三種の金貨がある。

補助貨幣は日常の小額取引のため、本位貨幣の補助として發行せられる。

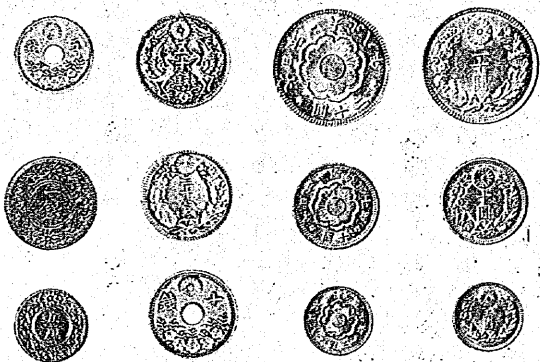
もので、その表記の價格は地金の價格より高くし、銀貨は十圓まで、白銅貨は五圓まで、青銅貨は一圓までの制限内に於てのみ、強制通用力を有するのである。

貨幣材料に要する性質

- 一、價值の高きもの
- 二、分割綜合の容易なるもの
- 三、品質の一樣なるもの
- 四、携帯運搬に便なるもの
- 五、容易に毀損せざるもの
- 六、認識し易きもの
- 七、價格の變動少なきもの

日本の本位制
明治四年金單本位制をとり、十一年金銀複本位となし、更に三十年今日の制となしたのである。
然し歐洲大戰後金本位制を停止した國多く、我が國も昭和六年十二月以來停止したのである。それで實質上の價值は法定よりも高くなつて來たのである。

補助貨
地金の價格より高くせぬと鑄造されるおそれあるのと、制限通用の貨幣故地金の價格より高くすれば、その差額だけ國家は利益を得ることになる。



本位貨幣			補助貨幣			種類		品名	重量(五)		形状(圓)
金貨	銀貨	銅貨	銀貨	銅貨	青銅貨	圓	錢		重量(五)	形状(圓)	
二〇圓	一〇圓	五圓	五〇錢	二〇錢	一〇錢	五圓	一錢	純金	一六・六六六	徑二・八七九	
								銅	八・三三三	同二・二二一	
								純銀	四・一六六	同二・一六九七	
								銅	四・九五二	同二・三三〇	
								ニッケル	一・九八〇	同二・七〇〇	
								銅	三・七五〇	同二・二二二	
								錫	二・六二五	同二・二二二	
								鉛	三・七五〇	同二・二二二	
								銅	二・六二五	同二・二二二	
								錫	三・七五〇	同二・二二二	
								鉛	二・六二五	同二・二二二	

≡紙幣 紙幣は法律上貨幣の代用として一般に強制通用力を有する信用證券である。紙幣はそれ自身に實價を有せぬが、貨幣同様の效力を保たしめ、貨幣の節約貯藏運搬の便益と、發行高を伸縮し得る効果がある。

紙幣には政府が正貨に引換する義務のない不換紙幣と、政府が何時でも所持人の請求に應じて正貨に引換へる兌換紙幣との區別がある。我が國では日本銀行に兌換券發行の權利が與へられてゐる。發券銀行は貸付割引の際銀行券を發行するから、貸付金の返済手形の満期によつて自から銀行に回收せられるものが多いので、その流通額はよく經濟界の事情に適應するのである。

四兌換券發行法 日本銀行の兌換券發行制度は伸縮的制限法と稱するもので、發行條件は左の三種である。

紙幣に對し貨幣を硬貨と言つてゐる。

昭和六年十二月以來日本銀行は兌換をなさぬ事となつてゐる。

(一)正貨準備 日本銀行は金銀貨及び地金銀を準備すればその價格に相當する兌換券を自由に發行することがゆるされてあるのである。

(二)保證準備 正貨準備だけでは社會の需要に應ずることが出來ぬから、更に十億圓を限り、一定の確實なる證書を保證として、兌換券發行をゆるされてゐるのである。

(三)限外發行 右の兩準備で尙發行額が不足するときは、大藏大臣の許可を得て同様の保證準備で限外發行をゆるすのである。この時は限外發行高に對して日本銀行は一年百分の三以上の發行税を國庫に納めるのである。

第二課 物價

一物價 今日は交換經濟の時代であるから價格の高低物價の趨勢は直ちに我等の日常生活に關係を及ぼすものである。

る。價格は財貨と貨幣即ち物と物との交換比例であつて、之等多數の財貨の價格を全體として見た場合に物價と言ふのである。

價格は常に變動するもので、同一時期でも或物は騰貴し或物は下落する等高低を生ずるものである。故に物價の如何は物價指數によつてそれを知ることが出来る。

二物價の高低 物價の高低は一方ではその財貨に對する需要供給の變動により、他方では生産費の多少、貨幣價值の如

		物價指數表			
		大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
穀物	一三・五	一〇・〇	九・七	九・四	一〇・三
調味嗜好類	一〇・三	九・八	九・〇	九・九	九・八
肉類	一〇・八	一〇・三	九・五	九・八	一〇・三
衣料品	一〇・五	九・八	九・三	九・〇	九・〇
建築材料	八・三	七・三	七・三	七・〇	七・〇
肥料	一〇・八	九・〇	八・五	八・五	八・八
燃料	九・四	九・四	八・八	八・〇	八・〇
雜貨	一〇・〇	九・〇	八・五	八・五	八・三
平均	一〇・七	八・八	八・八	八・三	八・四

大正十年十二月三年平均ヲ百トシタルモノニシテ
四年限り打切り五年以後調査變ル

銀貨及び地銀は引換準備の四分の一を超過してはならぬ。

保證準備
從來一億二千萬圓なりしを昭和七年六月法律第九號にて十億萬圓に増加せられたのである。

何によつて生ずるのである。

- (一) 需要供給 価格は原則として需要多く供給之に伴はなければ騰貴し、供給が多く需要之に反すると下落し、兩者適當を保つときは価格は平常を保ち得るのである。價格の變動も亦需要供給に影響を及ぼすもので價格騰貴すれば需要を減じ供給を増し、下落すれば需要を増し供給を減ずるに至るものである。之を價格循環の法則といふ。
- (二) 生産費 財貨の價格は大體に於て需要供給の關係によるものである。財貨の種類によつては生産費を増加せずして數量を増加し得るものと生産費を増加せざれば數量を増加し得ないものとあるが生産費も又價格の高低を左右する一要件である。
- (三) 貨幣價值 物價は多くの財貨の價格を一般的に見たも

三

のであるから、物價と貨幣との間には密接な關係がある。貨幣の數量増加し流通速く供給増加せば物價は騰貴し、これに反し貨幣數量減少し運轉遅く需要増加せば貨幣價值は騰貴するから物價は下落するのである。

三 物價の將來 人智の進むに従ひ技術の進歩、分業の發達、機械の發明は、生産費の減少産額の増加を來たし、一見物價は次第に下落すべきやうなれ共欲望の増進、生活の向上、貨幣の増加等により、時代を経ると共に物價は次第に騰貴する趨勢にある。

四 物價調節 物價の安定は生産事業の安定となり、消費生活者の安定となり、何れも安んじて業に服し健全なる經濟の發展を來たすものである。これに反し急激なる物價の變動は經濟界の不均と、社會生活の不安と、思想界の動搖を來た

日本銀行が通貨膨脹策（インフレーション）を實行し多額の兌換券を發行すると、貨幣の購買力は弱く物價は高くなる。また通貨收縮策（デフレーション）を實行し兌換券を極度に回収すると、この反對に物價は安くなるのである。

日本銀行の卸賣物價調査では重要商品五十六種を選定し、それ等の商品につき毎月の市價を調査し、是等を平均して物價の變動を測定してゐる。この基準は明治三十三年十月の物價を百としてゐるものと、歐米の指數と等しく大正三年（一九一四年）七月を百としたものと二種ある。日本銀行の外に商工省、商工會議所からも報告されてゐる。

昭和七年六月物價指數表

平均	食料品										平均
	米	麦	大豆	小豆	粟	高粱	甘藷	芋	蔬菜	果物	
東京	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
大阪	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
神戶	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
京都	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
名古屋	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
横濱	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
廣島	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
金澤	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
仙臺	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
小樽	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
福岡	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
新潟	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
高知	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五
平均	七・五	六・五	五・五	四・五	三・五	二・五	一・五	一・五	一・五	一・五	七・五

すものであるから、國家公共團體は物價調節の政策を行ひ、之に必要な施設を講じて、國民生活を安定せしめねばならぬ。米穀法暴利取締令、公設市場設置等をはじめ、産業の合理化、

國産品獎勵等みなこの目的に出でしものである。

五 公設市場 財貨交換のため需要者と供給者との會合する處を市場と言ふ。この市場の内都市其の他公共團體の設置にかかるものを公設市場と言ひ、食料品其の他日用品の販賣を主としてゐる。此等の市場に取扱はるる品は數量品質價格等公の監督が行き届き、不正の利を貪らしめぬから價格は比較的安く、一ヶ所で萬事を辨じ得られるから時間の經濟にもなり少からぬ便益がある。一家の主婦はよくこれを利用する習慣を養ひ、獨り一家經濟のみならず社會經濟上にも貢獻するところがなければならぬ。

第三課 信用

一 信用 信用とは將來必ず債務の辨濟を受くるものと他人を信認することである。この信用に基く取引を信用取引

主婦の臺所經濟
我が國の主婦は經濟上の知識に乏しくして、物價の高低に關心が薄く、假令多少の關心がありとも、日常の取引には掛日や景目により、いかにも誤差化されてゐる。か一向に分らない。
小賣商人の通弊
小賣商人も又外國の如く一週間拂とか現金拂でなく月拂であり、それも延び／＼になりやすく掛倒れも少なくない。その上に金利など見ると、どうしても値段を高くしたり掛日を誤差化したりする事になる。
従つて日常の家庭にはなるべく現金制として、廉價に正確なる取引をなすことが家庭經濟の覺醒として望ましい。
巨額の取引に一々貨幣を授受することは、大變な手数であり又危險である。

と言ひ、簡易敏速に行はるる利便があるが、その取引には道義心と資力とを要する。若し不履行のときは法律にて強制し得る保證を要する。信用の種類には對人信用と對物信用及び短期信用と長期信用の區別がある。

信用の利益とする點は、資本の融通を助けてその利用を盛ならしめ、勤儉貯蓄の美風を獎勵して資本を増加し、貨幣授受の勞を省いて交換を敏活ならしめ、貨幣代用物の流通を盛にして貨幣の使用を節約し、世人の道義心を高めて社會公共生活を圓滿ならしめるにある。又その弊害となる處は往々資本を濫費し、過度の投機心を誘發し、生産機關擴張のあまり生産過剩物價低落を來たし、破産恐慌等を起すにある。故に我等は相互連帶の責任を以て信用の濫用をせぬやう、之が利用につき深く注意せねばならぬ。

第 參 五 號

爲替手形



金貳仟五百圓也

支拂期日 昭和九年六月參拾日

支拂地 東京市

支拂場所 株式會社大和銀行

振出地 東京市

右金額 水谷長夫 殿又ハ其
指圖人ハ此爲替手形引換ニ御支拂相成度候也

引受及支拂各振起證書
作成、義務ヲ免除ス

昭和九年五月壹日

住所 東京市深川區佐賀町壹番地

春山咲一



住所 東京市日本橋區元濱町貳番地

夏川涼二 殿

本を濫費し、過度の投機心を誘發し、生産機關擴張のあまり生産過剩物價低落を來たし、破産恐慌等を起すにある。故に我等は相互連帶の責任を以て信用の濫用をせぬやう之が利用につき深く注意せねばならぬ。

第 參 五 號

爲替手形

收入印

金貳仟五百圓也

支拂期日 昭和九年六月參拾日

支拂地 東京市

支拂場所 株式會社大和銀行

振出地 東京市

石金額 水谷長夫 殿又ハ其指圖人ハ此爲替手形引換ニ御支拂相成度候也

引受及支拂各拒絶證書作成ハ裁却ヲ免除ス

昭和九年五月壹日
住所 東京市深川区佐賀町壹番地

春山咲一

住所 東京市日本橋區元濱町貳番地

夏川凉二殿

昭和九年五月五日

東京市日本橋區元濱町貳番地

夏川凉二

東京市日本橋區元濱町貳番地

番號	參 五	支拂地	東京市
振出日	昭和九年五月壹日		
振出地	東京市		
支拂期日	昭和九年六月參拾日		
受取人	水谷長夫殿		
支拂人	夏川凉二殿		
金額	貳仟五百圓		
摘要			

表書ノ金額 三木勇助 殿又ハ
其指圖人へ御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)

引受及支拂各拒絶證書
作成ノ義務ノ免除又

住所 東京市京橋區銀座西貳丁目五番地

昭和九年五月七日

水谷長夫


表書ノ金額 殿又ハ
其指圖人へ御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)

引受及支拂各拒絶證書
作成ノ義務ノ免除又

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額 殿又ハ
其指圖人へ御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)

引受及支拂各拒絶證書
作成ノ義務ノ免除又

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額 正ニ受取候也

住所 東京市芝區神明町六番地

三木勇助


昭和九年六月拾日

二信用證券 信用取引は口頭の約束帳簿の記入のみによ
るが、通常は信用の授受を容易に、且確

水谷長夫

殿又八

其指圖人へ御支拂相成度候也

(目的又附記)

引受及支拂各拒絕證書
作成，義務，免除不

住所

昭和
年
月
日

表書ノ金額

殿又八

其指圖人へ御支拂相成度候也

(目的又ハ附記)

引受及支拂各拒絶證書
作成，義務を免除す

住所

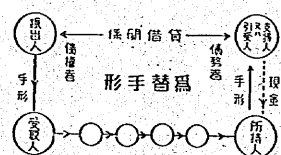
昭和
年
月
日

表書、金額正二受取候也

住所
東京市芝區神明町六番地

三木勇助

昭和九年六月參拾日



爲替手形印紙
金高の如何にかかわら
ず、一通毎に三錢であ
る。

二信用證券　信用取引は口頭の約束帳簿の記入のみによつて行はるることもあるが、通常は信用の授受を容易に、且確實にするため、證券の授受によつて貨幣の代用をなすのである。これを信用證券と言ふ、公債證書、社債券、銀行券、手形等である。此の内商工業に廣く用ひらるるものは手形で、爲替手形、約束手形、小切手の三種ある。

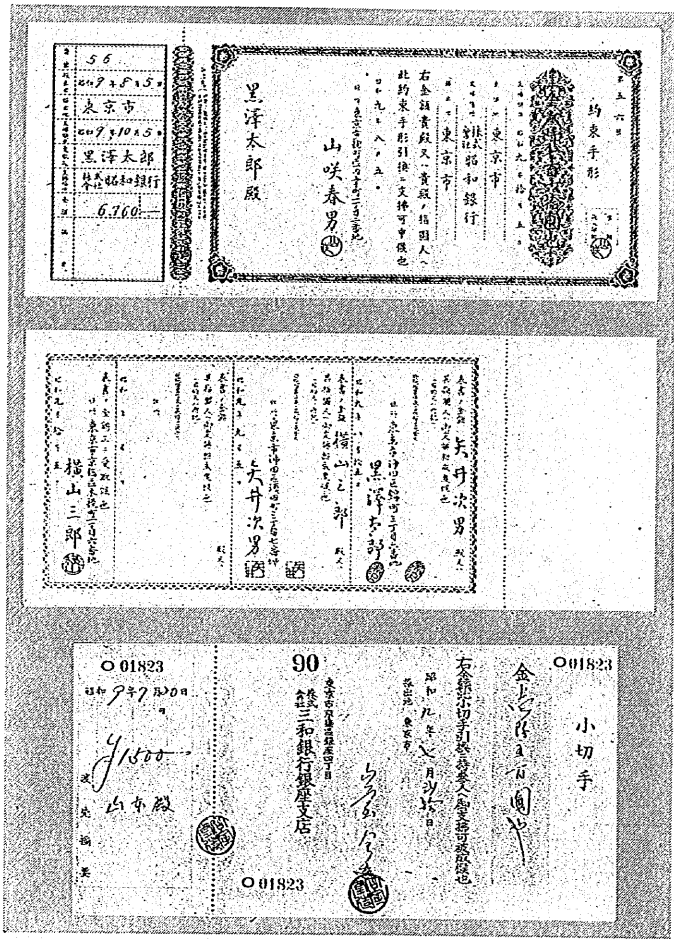
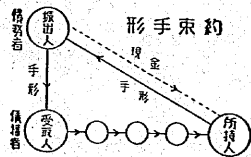
(一)爲替手形　爲替手形は住所の隔つた商人間の取引に用ひらるるもので、振出人(債權者)から支拂人(債務者)に宛て、受取人又はその指圖人(又は手形所持人)に、一定の金額を一定の場所て一定の期日に支拂ふことを委託する證券である。その手形を支拂人に示し支拂を引受けたときは支拂人を引受人と言ふ。記名式と無記名式の別がある。爲替手形は裏書によつて譲渡しが出来るから、支拂期日までに多人

數の間に流通することがある。若し支拂人が満期日に支拂はぬときは、所持人は裏書人と振出人とに償還を請求し得るのである。

(二) 約束手形 約束手形は振出人(債務者)が自ら一定の金額を一定の期日に受取人(債権者)又はその指圖人に支拂ふことを約束する證券である。手形の種類裏書等はすべて爲替手形と同一である。

(三) 小切手 小切手は銀行に當座預金のある者が振出人となり、受取人又はその指圖人又は持參人に、一定の金額を手形提示次第支拂ふことを銀行に委託する一覽拂の證券である。支拂期日は十日以内である。小切手の中には普通線引と特別線引の別がある。

＝手形割引及び交換所 手形の所持人が支拂期日前に現



金を要するとき、銀行に手形上の権利一切を譲渡し期日まで
の利子を額面より差引き現金を受取ることが出来る。これ
を手形の割引と言ふのである。

手形の振出支拂等その度毎に一々計算することは甚だ手
数であるから、特約せる多數の銀行が一定の時に一定の場所
に集まり、手形より生じた數知れぬ債權債務を現金受渡しの
方法によらず、互ひの手形により交換し、差額だけの支拂を爲
す場所がある。これを手形交換所と言ふのである。

第四課 金融機關

一 金融機關 社會には資金を貸したい者と借りたい者と
がある。然し御互ひに貸したい人、借りたい人を知る機會は
甚だ少く、又貸借の金額、期間、利率等につき意見の一致するこ
とは困難である。この兩者の間に立つて貨幣の流通を圓滑

信用證券は銀行に於ける帳簿上の記載のみで資金の授受が行はれ、甚だ便利で危険なく、取引を激活するのである。

手形交換所
東京・大阪・京都・名古屋・横濱・神戸等の大都市にある。

今日の如く工場を営むにも工場敷地・建物・機械・原料・貨銀を要し、商業を営むにも店舗の設備、商品の仕入等、多額の資本を要すると多量の出資を見出すこととなく、又資産者も信認なき者に貸すは不安である。この兩者の媒介をなすのが金融機關である。

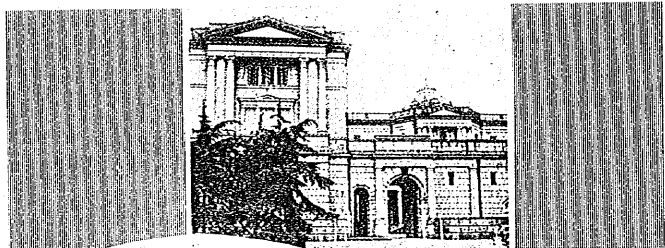
にし相互の希望を達せしめ經濟の發達をはかる機關が銀行、信託會社、信用組合等である。その内最も重要なものは銀行である。

二銀行 銀行は資金の需要者と供給者との間に立ちて、自己の計算で兩者と信用取引をなすことを業務とする營業である。即ち銀行は死藏されてゐる遊金を活用し、完全なる貯蓄機關として利殖の便を與へる信用機關である。受信的業務は銀行券の發行、預金債券發行等、授信的業務は手形割引、貸付等であり、爲替はこの兩者を兼ねるものである。銀行は業務の性質によつて左の如く分たれる。

(一)普通銀行 主として商業上の信用取引媒介をなすもので、一に商業銀行とも言はれる。預金、貸付、手形割引爲替等、短期の信用取引をなす銀行である。

コール・ローン(コールマネー)とは銀行の請求次第に金を返す約束で、短期低利の貸付をなすので、ビル・ローカー等に多く貸付けてゐる。コールの動きや日歩で、金融の繁栄を知ることが出来るのである。

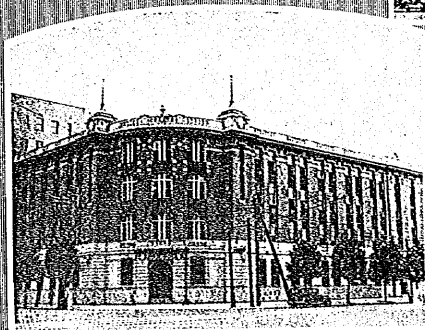
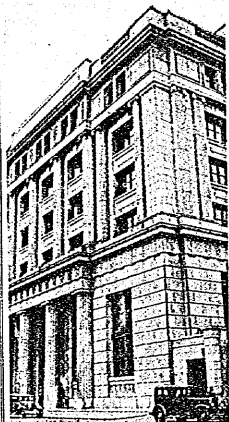
日本銀行



朝鮮銀行



正金銀行東京支店



臺灣銀行

(二)特殊銀行 特別の目的の爲めに設けたもので、日本銀行、不動産銀行、動産銀行、正金銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行、貯蓄銀行等である。何れも一定の特典と制限とを受けてゐるのである。

以上の内貯蓄銀行は主として中産以下の零細の貯蓄奨励の目的で設けられたもので、預金利子免稅等の特點がある。
≡銀行業者の注意 銀行は國民經濟上重要な機關であるから、若し經營宜しきを得ず破産を招くやうなことがあると、經濟界の混亂は勿論信用の發達を害し、預金者に損失を與へ勤儉貯蓄の美風を失はしむるに至るものである。當業者は常にその重責を自覺し、資金融通に充分の注意を要するのである。

四 信託會社 信託會社は委託者の財産を預り、これを委託

不動産銀行は
日本勸業銀行・北海道
拓殖銀行・府縣農工銀
行等で、農業上の長期
低利貸付をなすのであ
る。

動産銀行
日本興業銀行で工業上
の資金長期低利貸付を
なすのである。

金利は資金の豊富なる
か否かによつて高下を
する、米國・英國・佛國
等の金利我が國に比
して遙かに低い。

者のため最も有利な方法で運用管理し、之に對し一定の手數料を受くる營利會社である。故に平素職務多忙なる者或は老人、幼年者等にて、財産の管理、利殖の智識薄く又暇なき者のため有利なる方法である。

五 信用組合 農村の中、殊に郵便局も銀行もなきやうな地方に於ての金融は信用組合の發達に待たねばならぬ。資金の乏しき農村では父祖傳來顔見知りの間であるから、對人信用により金融の途を開くべきことが必要で、これが信用組合に最も適する使命である。

庶民金融機關
質屋、無盡會社等がある。又徳川時代に於ける二宮尊徳の報徳社の如きも同一主義によるものである。昭和二年以來市町村又は公益法人も質屋を經營することを認められてゐる。

公設質局
海外の事例では市町村の實業は私設質業よりよい値で受け入れ、流質は又比較的安い値で公賣に付することになつてゐる。故に一方では引越しの時、屑屋などに二束三文に賣り飛ばすより、之を公設質局に質に入れて流す。一方では又この公賣により安値で買ひ入れる人達の爲に、質局は非常に利用され繁昌してゐる。

第十五章 交通

一 交通機關 人の移轉、財貨の輸送、音信の傳達などを交通と言ひ、そのため特に設けた機關を交通機關と言ふのである。交通機關は運輸機關と通信機關とに分けられる。

運輸機關の主なるものは、道路、鐵道、船舶、航空機、自動車等である。道路は國道府縣道、市町村道等何れも行政官廳の認定したものである。鐵道の普及は文化測定標準となるのみならず、政治、軍事、産業上極めて重要な關係を有す。

船舶數（七年六月末）		
種別	船數	總噸數
六 年	登錄汽船 不登錄汽船 登錄帆船 不登錄帆船	三、九八六 四七九 一五、二九一 三六七
七 年	登錄汽船 不登錄汽船 登錄帆船 不登錄帆船	三、九八六 四七九 一五、二九一 三六七

昔は飛脚、駕籠、馬背により交通をなしたものである。

鐵道は延長二・一五〇五軒に及んでゐる。我が國の鐵道は狭軌なれど發着時間の正確は世界にほころべき特色である。

鐵道線路發達延長表

年度末	國	有	地	方	計
明治五年	二六七				二六七
同 一〇年	二四三				二四三
同 二〇年	三五四				三五四
同 三〇年	一五〇				一五〇
同 四〇年	七二七				七二七
大正元年	八三六				八三六
同 一三年	三三三				三三三
昭和二年	三三三				三三三
同 五年	四〇六				四〇六
同 六年	四〇六				四〇六

道路發達延長表

種別	大正十三年	昭和二年	昭和三年末
國道	八二八	八三七	八三三
府縣道	九七三	九八七	九八四
市道	一七五	二〇四	二〇九
町村道	九五五	一四八	一五〇
計	二〇五	二四九	二五二

るものである。船舶は水上の交通機關で其の數及び質の向上は國際場裡に於ける海運の發展に至大の關係を有する。

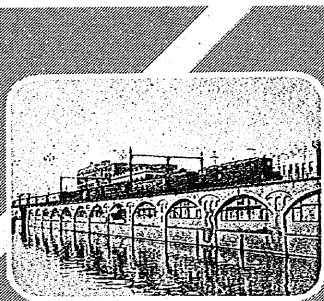
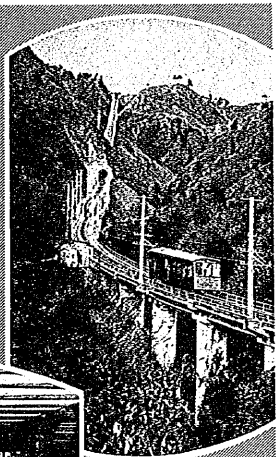
民間航空狀況（一九三一年）昭和六年

國名	豫算	飛行機數	飛行士數	飛行場數	飛行會社數
米國	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
佛國	三〇六	一、三三三	一、〇〇〇	一〇六	八
獨逸	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
伊太利	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
英國	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
羅沙	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
和蘭	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
澳洲	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
白耳義	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
加奈陀	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八
日本	三〇六	九八六	一、〇〇〇	一〇六	八

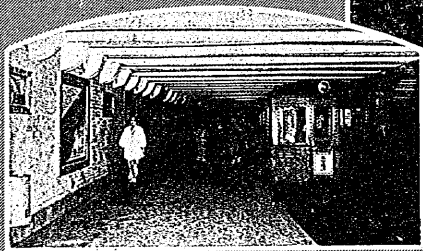
月十年六

自動車の短距離輸送は遙かに鐵道を凌ぐ有様である。

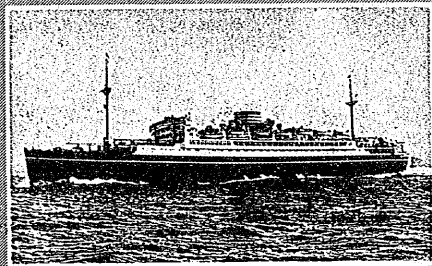
信貴山ケーブルカー



高架鐵道

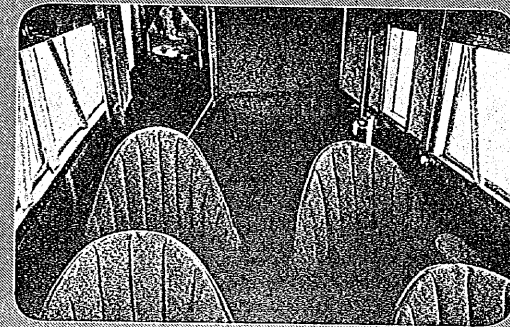
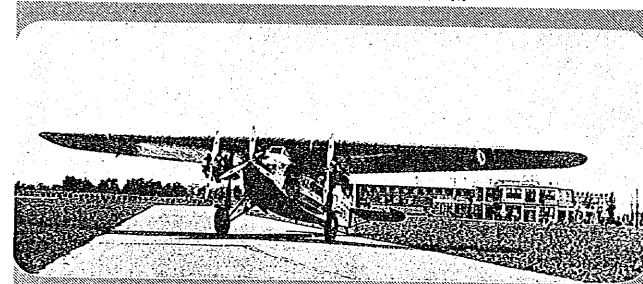


東京地下鐵道

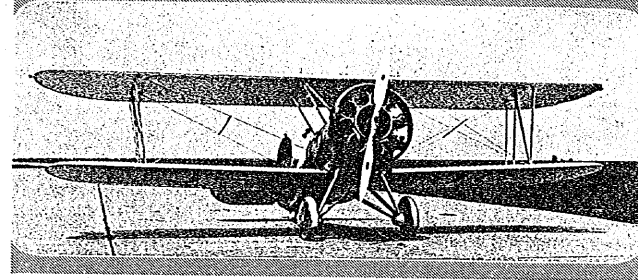


日本郵船會社 秩父丸

旅客飛行機（八人乗）



六人乗旅客飛行機の内部



PI型郵便飛行機

自動車数（昭和五年末）

種別	車数
乗用自動車	五〇六二
貨物自動車	五八八
特殊自動車	三三三
合計	二一八三

ら造船所、港灣等の施設を完備すべきである。自動車は家より家へ運ぶ機関として乗り換え積み換えの勞少なく、ために近時目覺しき進歩を遂げつつある。

通信機關の主なるものは郵便有線無線の電信電話ラヂオ等である。郵便は各國とも國家の獨占事業である。ラヂオの發達進歩は航空機自動車と共に交通機關の一大變革と言はれてゐる。

④ 二 交通機關の公有 交通機關は以上の如く社會公衆の爲めに利用せられ、その完備と普及とはその國の産業政治軍事等國民利福に至大の關係を有する上に、獨占的の性質を有するから、國家はその普及經營については嚴重なる監督をなし、多くは國有又公有になしてゐる。我が國も重要なる鐵道は

鐵道は英米では多く民營主義をとつてゐる。我が國は明治三十九年以來公營主義をとつてゐる。

すべて國有とし、道路、河川、港灣、燈臺及び通信機關も國有又は自治團體の經營としてゐる。又私人經營に許してゐる船舶の如きもすべて登記せしめこれを監督してゐる。

≡交通と文化 文化の進歩は交通機關の普及發達と密接の關係を有する。即ち交通機關は政治經濟産業思想その他あらゆる活動の原動力である。實に交通機關の發達は物資の輸送を迅速圓滑にし、販路を擴大し、國際間の物價を平均し、低廉にする上に、資本勞働の流通を容易にし、地方的國際的の分業を發達せしめるものである。かくの如くにして世界は渾然として政治的にも經濟的にも、その利害關係益々密接となり、共存共榮の關係となるのである。

Ⅳ交通道德 社會生活を圓滑にするには各人の信義にまたねばならぬ。ことに公有機關である交通機關を利用し安

海上運輸
世界貿易の約八割は海上によつてゐる。我が國は海運に於て、世界大戦後世界の第三位に躍進した。

全正確敏速の恩恵を受けるには交通道德を守らねばならぬ。近時交通はますます頻繁となり、大都會其の他に於て日々多くの交通事故を見るは、主として交通道德の缺乏より來たるものである。交通機關には道路取締令、鐵道運輸規程を始めとし、船車乗降の心得、道路交通の一般的注意郵便其の他通信機關に關する心得等、各々その遵守すべき規定があるから、我等はこれを嚴守して公德を守り、相互の利便を享受し、その機能を充分發揮するやうつとめねばならぬ。

K23931-26

昭和9年10月26日 印刷
昭和9年10月31日 發行

有 所 權 作 著

所 行 發

瞭 文 堂
東京市麹町區西幸町大塚ビル
電話 東京五〇一六三番
振替 東京五〇一六三番

著 者 下 村 宏
發 行 者 山 室 金 造
東京市麹町區西幸町大塚ビル
東京市京橋區本橋町一ノ十二
印 刷 者 川 橋 源 三 郎

價 定
上・金五十三錢
下・金五十錢

